

# 議会改革に関する報告書

平成31年3月

志賀町議会改革調査特別委員会

## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 志賀町議会の議会改革に向けて     | 1  |
| ①自治法第96条第2項の議決事件   | 3  |
| ②議会先例集             | 5  |
| ③自治法第100条第12項の協議の場 | 24 |
| ④委員会の再編            | 27 |
| ⑤議員間討議             | 28 |
| ⑥議会報告会             | 30 |
| ⑦政務活動費             | 33 |
| ⑧タブレット端末           | 37 |
| ⑨一問一答方式            | 44 |
| ⑩通年制               | 47 |
| ⑪議会基本条例            | 52 |
| ⑫議員定数・議員報酬         | 66 |

# 志賀町議会の議会改革に向けて

## 1 議会改革とは

平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「地方分権一括法」により、国から地方への権限委譲をはじめ、三位一体改革の地方交付税の減額や平成の大合併など、これまで国と地方の関係が上下・主従であったものが、対等・協力関係に改められ、地方は国に頼ることなく、自立を迫られています。

このことから、執行部側では行財政改革が実行され、集中改革プランによって行政運営が大幅に見直されました。

一方、議会側でも議会は地方分権時代に対応した議会にならないといけないという考えのもとに、議会改革が行われるようになり、二元代表制としての「住民に身近な議会」や情報公開を通しての「開かれた議会」など、議会の構造や考えを変えていく流れが浸透しつつあります。

## 2 これまでの経緯

平成27年6月の議会運営委員会で、事務局から全国町村議会議長会が実施する「議会実態調査」の内容を説明する機会があり、その中で県内8町議会中、本町を含む2町だけが議会改革に着手していないことが判明したことから、この遅れを取り戻すべく、初期段階での対応として、議会改革にかかる最低限の知識を得るため、議会運営委員会で勉強会を実施することにしました。

そして、1年間で総論的な内容を理解することができたことから、平成28年第2回定例会で「議会改革調査特別委員会」を設置し、改革の各論について調査していくこととしました。

検討項目については、全国の先進事例を参考に、本町議会に当てはまるであろう12項目を掲げて、1項目ずつ調査・検討を行うこととしました。

なお、議会改革調査特別委員会では、平成28年6月の委員会設置日から本日まで、延べ62回の委員会と5回の先進地視察等を経て調査・検討しましたので、結果とその経過等について報告いたします。

### 3 議会改革調査特別委員会の検討項目と調査結果

| 番号 | 項目                | 調査結果  | 備考  |
|----|-------------------|---|---|
| ①  | 自治法第96条第2項の議決事件   | 現状どおり、総合計画の基本構想とする。   |   |
| ②  | 議会先例集             | 策定する。   | 議会の運営に関する基準（案）の作成                                     |
| ③  | 自治法第100条第12項の協議の場 | 新たに、委員長会議、常任委員長会議、議会研修会、議会報告会を設置する。   | 議会会議規則の一部改正（案）、議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）の作成 |
| ④  | 委員会の再編            | 委員会の構成は現状どおり。委員会の権限として、原特では、原子力発電所に関する調査研究を行い、全協では、志賀原発に対する議会の意思決定を行う事案を取り扱う。 |   |
| ⑤  | 議員間討議             | 導入する。   | 議会自由討議実施要綱（案）の作成                                      |
| ⑥  | 議会報告会             | 実施する。   | 議会報告会実施要綱（案）の作成                                       |
| ⑦  | 政務活動費             | 導入しない。  |   |
| ⑧  | タブレット端末           | 導入する。   | 議会会議用端末機使用基準（案）の作成                                    |
| ⑨  | 一問一答方式            | 導入する。   | 議会会議規則の一部改正（案）、議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程の一部改正（案）の作成       |
| ⑩  | 通年制               | 導入しない。  |   |
| ⑪  | 議会基本条例            | 策定する。   | 議会基本条例（案）、議会災害時活動指針（案）の作成                             |
| ⑫  | 議員定数・議員報酬         | 全員協議会に委ねる。  |   |

## ①自治法第96条第2項の議決事件

### 1 議決事件の根拠

法律によって議会の議決を要する事件は、地方自治法及び個別法により定められていますが、自治法第96条第2項には、条例で議決事件を追加できることとなっています。

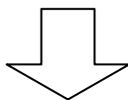
平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行により、地方自治体の権限が拡大されたことにより、本規定がクローズアップされ、主に自治事務に議決規定が盛り込まれるようになったことにより、議会の地方政治への関与や権限が増大することになりました。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設け又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。
- 4 ～15 （※これまでの定例会で議決している事件）

**2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。**



志賀町議会の議決すべき事件を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、志賀町議会の議決すべき事件を定めるものとする。

（議決事件の指定）

**第2条 議決すべき事件は、志賀町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関するものとする。**

## 2 議決事件の追加事例

基本構想のほか、他自治体事例では次の事件が議決事件と定めています。

| 区 分         | 議決対象           | 議決事件の例  |
|-------------|----------------|---|
| 長期計画に関するもの  | 制定改廃           | 基本構想、基本計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、地域福祉計画、高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、次世代育成支援行動計画、地域防災計画、行政改革大綱、定員適正化計画、その他5年以上を期間とする重要な計画 |
| 町の意志に関するもの  | 制定、締結・解消       | 町章、町民憲章、町花・木・鳥・歌、各種宣言、姉妹都市・友好都市   |
| 町の顕彰に関するもの  | 選定             | 名誉町民  |
| 町の利害に関するもの  | 制定改廃、決定改廃      | 臨時・嘱託職員定数、自治法第221条第3項の法人に対する出資、融資・利子補給及び損失補償の限度額  |
| 町民の利害に関するもの | 締結・改廃、決定・変更、実施 | 保育園・小中学校の統廃合、原子力発電所安全協定、原子力発電所の運転同意、町長発議による住民投票   |
| その他         |                |   |

## ②議会先例集

### 議会先例集とは

議会運営について、法令又は例規に定める事項以外で、想定外の事象が起こった時には、慣例や過去の判断などが記録されていないため、その都度、議長判断や議運協議などで決定することとなり、また、記憶だけに頼っていると、その時々で違う判断がなされる場合も想定され、議会の主体性に影響が出ることが懸念されます。このため、運営の統一判断基準として「先例集（又は運営基準）」を作成し、円滑な議会運営を図ります。

---

## 志賀町議会の運営に関する基準（志賀町議会先例集）（案）

### 第1章 総 則

#### 第1節 議会の呼称

- 1 議会の呼称は、会期ごとに順次回数を追って定例会、臨時会の別に〇〇年第〇回志賀町議会定例会（臨時会）とし、暦年更新する。（法102）

#### 第2節 議会の招集

- 2 定例会は年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集されるのが通例である。ただし、町長の一般選挙後最初の議会については、この限りでない。（法102）
- 3 議員の一般選挙（以下「一般選挙」という。）があったときは、任期起算日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。（法103、109、委7）
- 4 町長が議会を招集しようとするときは、あらかじめ議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）と協議し、招集告示をしたときは、その写しを添えて議長（事務局長）に通知される。（法101、102）
- 5 議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）は、町長から議会招集の通知を受理したときは、その旨を議員に通知する。（法101）

#### 第3節 告示依頼

- 6 臨時会において、議員又は委員会が発議する事件並びに請願（陳情）及び継続審査中の事件を付議するときは、議長から町長に対し告示を依頼する。ただし、開会中に緊急を要する事件があるときは、この限りでない。（法102）

#### 第4節 参 集

- 7 応招及び出席の通告は、役場庁舎玄関又は議会事務局前に備え付けの議員登庁掲示盤の点灯により行う。（規1）
- 8 議員が会議に出席できないときは、自書によりその理由を記した欠席届を議長に提出する。ただし、その開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で届け出て、後刻、欠席届を議長に提出する。（規2）
- 9 議員が会議に遅参するときは、電話等により議長に届け出る。

#### 第5節 議 席

- 10 議席は、議場入口側下段から横方向に当選回数の少ない者の順位とし、2段目以降も同様とする。この場合、当選回数が同じ場合は、在任期間の短い者の順位とし、在任期間が同じ場合は、年齢の低い者の順位によるものとする。（規4）
- 11 一般選挙後最初の会議における仮議席は、開議前の議員協議会で全議員に周知し、臨時議長が指定する。（規4）
- 12 議席は、一般選挙後最初の会議において議長が指定する。この場合、議席は仮議席と同じとする。（規4）

#### 第6節 会 期

- 13 会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。ただし、一般選挙後最初の会議においては、議長が会議に諮って決める。（法102、規5）
- 14 会期の延長は、会期終了の当日に議決する。ただし、会期の延長を議決したときは、当日の欠席議員に通知する。（法102、規6）
- 15 会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。（法102、規5、6）

#### 第7節 議会の開閉

- 16 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。（規8）

#### 第8節 会議時間

- 17 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告し、あらかじめその旨を議員に通知する。ただし、会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することがで

きる。(規9)

- 18 会議の開始は、開議定刻2分前に案内放送を行い、議場で定刻にブザーにより全員起立し、議長の登壇後一礼し着席する。再度のブザーにより開議する。この場合、会議に出席した議員は氏名標を立て、会議が終わったときは議長とともに起立礼をしてこれを倒し退場する。(規9、11)

### 第9節 休 会

- 19 休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会で協議し、議長が会議に諮って決める。ただし、休会中の休日は、これを休会日数に算入する。(規10)
- 20 休会を議決したときは、議決時に不在の議員に通知する。(規10)

### 第10節 紹介及びあいさつ

- 21 一般選挙後最初の議員協議会において、議員は自己紹介を行うのを例とする。
- 22 補欠選挙又は補充選挙により新たに議員が加わる時は、議員は自己紹介を行うのを例とする。
- 23 一般選挙後最初の議会冒頭において、町長はあいさつを行うのを例とする。
- 24 第1回定例会の閉会にあたり、町長はあいさつを行うのを例とする。
- 25 議長は、町長等から就退任のあいさつの申し出があったときは、発言を許可するのを例とする。

## 第2章 議案及び動議

### 第1節 議案等の提出

- 26 議員提出議案及び委員会提出議案(条例、会議規則、意見書、決議等)は、暦年ごとにそれぞれ、議員提出議案にあつては発議第○号、委員会提出議案にあつては発委第○号と一連番号を付ける。(法109、112、規14)
- 27 町長提出議案及び諮問等は、暦年ごとに、議案第○号及び諮問第○号等と、その種別により一連番号を付ける。

参考 議案等の提出は、次の例示による。

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 1 議員提出議案          | 発議第○号 |
| 2 委員会提出議案         | 発委第○号 |
| 3 町長提出議案          | 議案第○号 |
| 4 諮問              | 諮問第○号 |
| 5 承認(法第179条の専決処分) | 承認第○号 |

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 6 認定（決算）           | 認定第〇号       |
| 7 同意（人事案件）         | 同意第〇号       |
| 8 請願               | 請願第〇号       |
| 9 陳情               | 陳情第〇号       |
| 10 報告（法第180条の専決処分） | 報告第〇号（議決不要） |
| 11 報告（諸般の報告に類するもの） | 議長報告第〇号     |

（注）10の報告については、「町長の専決処分事項の指定に関する条例」に基づく報告案件とし、議案書の先頭に綴るものとし、11の報告については、議長報告として綴り、諸般の報告で行う。

- 28 町長から提出される議案等の写しは、開会日のおおむね7日前までに議長に送付される。（法149）
- 29 議長は、議案等の写しを議員及び関係者に配付する。
- 30 議長は、同一趣旨の意見書案、決議案等が同時に提出されたときは、議会運営委員会において調整する。（規14）

## 第2節 動議の提出

- 31 事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長はこれを取りあげることができない。（規16）
- 32 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議規則に規定するもの以外は、申し立てできない。（法114、118、規9、19、37、56、81、87、88、130）

## 第3節 修正案の提出

- 33 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを議員及び関係者に配付する。（法115の3、規17）

## 第4節 議案等の撤回及び訂正

- 34 議会が受理した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者から文書により請求する。（規20）
- 35 会議に提出された議案等の誤植訂正をするときは、正誤表を議員及び関係者に配付する。

# 第3章 議事日程

## 第1節 議事日程の作成及び配付

36 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。(規21)

- (1) 会議録署名議員の指名 (規127)
- (2) 会期の決定 (規 5、 6)
- (3) 諸般の報告
- (4) 仮議長の選挙 (法106)
- (5) 議長及び副議長の辞職並びに選挙 (法103、 108、 規98)
- (6) 議員の辞職 (法126、 規99)
- (7) 町長提出議案 (提案理由説明) (規39)
- (8) 町長提出議案 (委員会付託) (規39)
- (9) 町長提出議案 (委員長報告) (規41)
- (10) 常任委員の選任、所属変更及び辞任 (委 7、 12)
- (11) 議会運営委員の選任及び辞任 (委 7、 12)
- (12) 議案等に対する質疑及び町政一般に対する質問 (規61)
- (13) 事件の撤回及び訂正 (規20)
- (14) 委員会の閉会中継続審査又は調査 (規75)
- (15) 委員会の審査又は調査の期限 (規46)
- (16) 委員会の中間報告 (規47)
- (17) 特別委員会の設置及び委員の選任 (法109、 委 5、 7)
- (18) 特別委員の辞任 (委12)
- (19) 選挙管理委員及び同補充員の選挙 (法182)
- (20) 選挙管理委員の罷免 (法184の 2)
- (21) 監査委員の罷免 (法197の 2)

37 議事日程は、1 議案 1 日程として作成し、1 日ごとに順次番号をつける。ただし、議案は一括して日程に挙げることができる。(規21)

38 一般選挙後最初の会議においては、臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成する。(規21)

参考 一般選挙後最初の会議の議事日程は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 臨時議長が作成する議事日程
  - ① 仮議席の指定 (規 4)
  - ② 議長選挙 (法103)
- (2) 議長が作成する追加議事日程

- ① 議席の指定（規4）
- ② 会議録署名議員の指名（規127）
- ③ 会期の決定（規5）
- ④ 副議長選挙（法103）
- ⑤ 諸般の報告
- ⑥ 常任委員の選任（委7）
- ⑦ 議会運営委員の選任（委7）
- ⑧ 特別委員会の設置及び委員の選任（委5、7）
- ⑨ 一部事務組合、広域連合の議会議員の選挙（法118）
- ⑩ 監査委員の選任同意（法196）

- 39 議事日程は、遅くとも当日の開議までに議員及び関係者に配付する。（規21）
- 40 議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して次の会議日の議事日程に記載する。（規24）

## 第2節 日程の順序変更及び追加

- 41 日程の順序変更は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。（規22）
- 42 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発議により、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。また、議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って日程に追加する。（規22）
- 43 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いないで会議に諮って行う。（規22）
- 44 日程の追加を要する事件が提出され、その日程追加が否決されたときは、議長は、後日の議事日程に記載し、議題とする。
- 45 日程の追加を要する事件が、会期の最終日に提出され、その日程追加が否決されたときは、その事件は会期の終了により審議未了（廃案）となる。

## 第4章 選挙

### 第1節 選挙の方法

- 46 選挙の方法は、投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできる。（法118）

47 投票をもってする選挙（又は表決）は、日を単位として行い、2日間にわたって行うことはできない。この場合は、翌日改めて投票を行う。

48 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮って、異議がなければ、次の方法による。（法118）

(1) 議長指名による場合

議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合

議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

## 第2節 投票及び開票

49 投票に当たっては、事務局長に点呼させる。（規29）

50 議員は、点呼に応じ、議長席に向かって右（左）方から順次登壇して、投票用紙を投票箱に投入し、議席に復する。ただし、議長は、点呼の最後に投票する。（規30）

51 立会人は、議席順を原則として議長が順次指名する。（規32）

## 第3節 選挙の結果

52 投票の効力に関し異議がある場合は、次の議事に入る前までに申し出る。（法118）

53 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後、直ちに議長が口頭により行う。（規33）

54 議会における選挙により当選した議長及び副議長は、当選の告知を受けた後、就任のあいさつを行う。この場合、当選の告知後、直ちに辞退の申し出がない限り当選を承諾したものとみなす。（規33）

55 当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。（規33）

# 第5章 議 事

## 第1節 説 明 員

56 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から町長又は行政委員会の長に対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。(法121)

57 説明のための議場出席者の範囲は、町長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は嘱託を受けた課長級の者とし、議長に通知のあった者とする。(法121)

## 第2節 諸般の報告

58 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。

[報告事項例示]

- (1) 議員の異動報告
- (2) 閉会中の副議長、議員の辞職許可報告(規98、99)
- (3) 委員長、副委員長の選任及び辞任の報告
- (4) 閉会中の委員の選任、所属変更及び辞任(委7、12)
- (5) 議員派遣結果
- (6) 議案等の受理及び撤回(法149、規20)
- (7) 請願、陳情の受理及び付託の取下げ又は紹介議員の取消し
- (8) 監査、検査結果の報告(法199、235の2、242)
- (9) 請願、陳情の処理経過及び結果の報告(法125)
- (10) 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の報告(令145)
- (11) 繰越計算書及び事故繰越計算書の報告(令146、150)
- (12) 政令で定める法人の経営状況報告書(法243の3)
- (13) 健全化判断比率の報告(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条)
- (14) 資金不足比率の報告(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条)
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条)
- (16) 一部事務組合及び広域連合に関する事項
- (17) 入札結果報告
- (18) 閉会中の議会及び議長の動向
- (19) 系統議長会関係に関する事項
- (20) 慶弔及び災害に関する事項の報告
- (21) その他特に必要と認める事項

59 諸般の報告は、本会議の第1日目及び第3日目の会議のはじめの議題等に入る前に行うほか、必要に応じこれを行うのを例とする。

60 諸般の報告のうち、議長において必要と認めたものについては、事務局長（職員）に朗読させる。

61 法令に基づく報告書等は議会又は執行機関において作成し、議員に配付される。

### 第3節 議題及び議案等の説明

62 議員又は委員会が提案する議案等のうち、意見書案及び決議案で、内容の明解なものについては、趣旨説明を行わない。（規39）

63 決算を議題に供したときは、町長の説明の後、決算審査意見書について、必要に応じ監査委員に説明を求める。（法149、233）

### 第4節 除 斥

64 議長は、除斥を必要とする場合は、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行う。（法117）

65 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮って決定する。（法117）

66 除斥された議員は、その会議を傍聴することは適当ではない。

### 第5節 委員会付託

67 議長は、常任委員会に付託する事件で所管の委員会が明確でないものは、議会運営委員会に諮問し、あらかじめ調整のうえその所管を決定する。（規則39）

68 議長は、議案を委員会に付託するときは、議案付託表を配付して付託する。（規則39）

69 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会又は特別委員会に付託する。（規39）

### 第6節 委員会の中間報告

70 委員会は、審査又は調査中の事件について、中間報告をするときは、あらかじめ議長に申し出る。（規47）

### 第7節 委員長報告

71 委員会報告書及び少数意見報告書は、その写しを議員に配付する。（規77）

72 常任委員長の報告は、委員会条例第2条に規定する順序による。（規41）

73 委員長報告の原稿は、原則として委員長が作成する。（規41）

74 副委員長が委員長の職務を行った場合は、委員長は委員長報告を副委員長に行

わせることができる。(規41)

75 委員長報告の補足発言は、他の発言に優先して許可する。(規41)

76 委員長報告及び少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。(規41)

77 委員長報告の中で、付帯決議若しくは希望意見等の表明があったものについては、必要に応じて、議長の発議又は議員の動議により会議に諮って決定することができる。

### 第8節 少数意見の報告

78 少数意見の留保があったときは、委員長が委員会報告書に付記して議長に提出する。(規76、77)

79 委員会において2個以上の少数意見が留保されたときは、議長は少数意見報告書の議長への提出順序によって報告の順序を定めて発言を許可する。(規41)

80 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また、委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮って少数意見の報告は省略する。(規41)

## 第6章 発言

### 第1節 発言及び発言通告

81 執行機関が特に発言しようとするときは、あらかじめ議長に申し出る。(規50)

82 議員の発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行うのが原則であるが、議事進行に関する発言については、議長の許可を得た後、議席で起立して発言することができる。(規50)

83 議事進行に関する発言を求めるときは、「議事進行」と呼称し、議長の許可を得る。(規51、57)

84 議事進行に関する発言は、議長は、直ちに許可するが、他の議員の発言中は、その発言が終わるまで許可しない。(規57)

85 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることができる。

### 第2節 一般質問

86 一般質問は、会期の2日目に議案質疑とともに行う。(規61)

87 一般質問の通告は、定例会開会日の10日前の午前9時から定例会第1日目の翌

日正午までに行う。ただし、通告は、質問の内容を具体的に記載しなければならない。(規61、規程3、4)

88 一般質問の順序は、原則として通告順による。(規61、規程5)

89 一般質問に対する関連質問は、許可しない。(規61、規程10)

90 議長は、一般質問通告一覧表を作成し議員及び関係者に配付する。(規61)

91 質問者は、原則として原稿を作成し、それによって発言する。

92 質問者は、議員側の演壇で発言する。

### 第3節 緊急質問

93 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出る。(規62)

94 緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行う。(規22、62)

### 第4節 発言の取消し及び訂正

95 会議における議員の発言について、不穏当(不適當)な言辞があったように思われるときは、議長は、「不穏当(不適當)な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上措置します。」と宣告し、記録を調査の上、不穏当(不適當)であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取消し、配付(閲覧用を含む)する会議録には、その部分の発言は掲載しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載する。(規64)

96 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取扱う。

## 第7章 質疑・討論及び表決

### 第1節 質 疑

97 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議規則の定める回数とする。(規55)

98 議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。(規43)

99 委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。(規43)

### 第2節 討 論

100 討論は、おおむね次の順序により行い、修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて、これを行う。(規52)

(1) 委員会に付託しない場合

- ① 修正案のない場合＝原案反対者—原案賛成者
- ② 修正案のある場合＝原案賛成者—原案及び修正案反対者—原案賛成者—修正案賛成者

(2) 委員会に付託した場合

- ① 報告が可決の場合＝原案反対者—原案賛成者
- ② 報告が否決の場合＝原案賛成者—原案反対者
- ③ 報告が修正の場合＝原案賛成者—原案及び修正案反対者—原案賛成者—修正案賛成者
- ④ 委員長報告後修正案のある場合＝原案賛成者—原案及び修正案反対者—原案賛成者—修正案賛成者
- ⑤ 報告が可決で少数意見のある場合＝原案賛成者—少数意見賛成者(原案反対者)
- ⑥ 報告が否決で少数意見のある場合＝原案反対者—少数意見賛成者(原案賛成者)

101 討論においては、冒頭に賛否を明らかにしてから、その理由を述べる。(規52)

102 一括議題とした事件に対する討論は、一括して行うことができる。(規37)

103 地方自治法及び会議規則に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。

- (1) 会期決定の議決(規5)
- (2) 会期延長の議決(規6)
- (3) 休会の議決(規10)
- (4) 休会の日の開議の議決(規10)
- (5) 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回の許可(規20)
- (6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決(規45)
- (7) 委員会の審査又は調査に対して期限を付ける議決(規46)
- (8) 中間報告を求める議決(規47)
- (9) 発言取消しの許可(規64)
- (10) 請願の特別委員会付託の議決(規92)
- (11) 請願の委員会付託省略の議決(規92)
- (12) 会議規則の疑義に関する決定(規130)
- (13) 議事進行の動議の議決

(参考) 地方自治法及び会議規則に規定されているもの

- (1) 秘密会とする議決 (法115)
- (2) 会議時間の変更に異議あるときの決定 (規9)
- (3) 先決動議の表決順序に異議あるときの決定 (規19)
- (4) 議事日程の順序変更及び追加の議決 (規22)
- (5) 延会の議決 (規25)
- (6) 一括議題とすることに異議あるときの決定 (規37)
- (7) 議案等の説明省略及び委員会付託の議決 (規39)
- (8) 委員長及び少数意見の報告の省略 (規41)
- (9) 発言時間の制限に異議あるときの決定 (規56)
- (10) 質疑・討論の終結動議の決定 (規59)
- (11) 緊急質問の同意 (規62)
- (12) 表決の順序に異議あるときの決定 (規88)
- (13) 議長及び副議長の辞職許可 (規98)
- (14) 議員の辞職許可 (規99)
- (15) 規律に関する問題の決定 (規109)

### 第3節 表 決

- 104 委員長の報告が可決の場合の表決は、委員長報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決の場合は原案について採決する。(規81)
- 105 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。(規88)
- 106 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。(規88)
  - (1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合  
原案に最も遠いものから先に表決をとる。
  - (2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合  
まず、共通部分を表決に付するのが通例である。しかし、共通部分が極めて小部分であるときは、各案ごとに表決に付することもある。
  - (3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がない場合  
議員の修正案から先に表決をとる。
  - (4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がある場合

まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付する。次に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付する。最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。

107 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決するのが原則である。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。(規37、87)

108 全員が異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易表決による。(規87)

## 第8章 委員会

109 常任委員の選任にあたっては、あらかじめ議長が議会運営委員会又は議員協議会において調整のうえ会議に諮って指名する。(委7)

110 議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。(委8)

111 議長は、特に必要がある場合、常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。(法109)

112 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する当該委員が議長に申し出、議長が会議に諮って、その所属を変更する。ただし、変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、当該委員の申し出のみによって、議長が会議に諮って、その所属を変更する。(委7)

113 議長は、特別委員にならないのを原則とする。

114 特別委員会の名称は、審査又は調査若しくは設置の目的を冠して呼称する。(委5)

115 特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。(委5、7)

116 特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。(委5、8)

117 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。

118 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。(規71)

119 連合審査会の議事は、主たる委員会の委員長が主宰する。(規71)

120 連合審査会に付した事件の表決は、主たる委員会において行う。(規71)

121 委員会に付託された審査又は調査事件を、閉会中もなお継続して行おうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを

議決することもできる。なお、特別委員会等にあつては、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで閉会中もこれを行う旨の議決をすることもできる。(規75)

## 第9章 請 願 (陳 情)

122 議長は、請願の紹介議員にならないのを原則とする。また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。(法124)

123 請願者が、請願書を取り下げようとする場合は、取下申出書を議長に提出しなければならない。(規20)

124 請願の訂正については、原則としてこれを認めない。

125 委員会での請願の審査にあたって、紹介議員は請願内容とその理由を説明する。

126 委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明をさせる。(規93)

127 請願を議決したときは、その結果を請願者に通知する。

128 採択すべきものと決定した請願で、執行機関にその処理経過及び結果の報告を請求するときは、その旨を委員会で決定し、報告書に付記する。(規94)

129 町長等から、請願の処理経過及び結果の報告書が提出されたときは、議長は、次の会議において議員に配付し、報告する。(法125、規94)

130 意見書の提出を求める旨の請願で、内容が急を要する場合は、本会議において請願を採決の後、所管委員長が意見書提出に関する議会議案を即時に議長あて提出する。この場合、議長は会議に諮って追加日程として議題に付す。

131 意見書の提出を求める旨の請願で、内容が特に急を要する場合は、議会運営委員会に諮って、議会運営委員会委員長又は紹介議員が提案者として本会議初日に意見書提出に関する議会議案を提出し、採決を行う。この場合、請願者には請願の趣旨達成により、請願を取り下げてもらふ。

132 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、「みなし採択（不採択）」とする。

133 同一会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。

134 請願の内容が数項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その

項目をとりあげて、一部採択として採決することができる。

135 閉会中の継続審査に付された請願について、取下げの申し出があったときは、議長は所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において、許可を求める。(規20)

136 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写し又はその要旨を印刷し、議長の諸般の報告として議員に配付する。(規95)

## 第10章 辞 職

137 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。(規98、99)

(1) 議長の場合

議場に入場しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議場に入場しているときは、直ちに口頭により告げ、閉会中又は欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(3) 議員の場合

議員の辞職を許可したときは、直ちに文書でその旨を本人に通知する。

138 議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議においてあいさつを行うのを例とする。

## 第11章 会 議 録

139 会議録署名議員は、会期を通じて議席順により議長が指名する。ただし、事故あるときは、次の議席にある者を指名する。(規127)

140 会議において議長の職務を行った臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名する。(法123)

141 会議において発言の取消しが許可されたときは、その発言は、配付(閲覧用を含む)する会議録には記載又は記録しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。また、執行機関等の関連する発言についても、同様とする。(規64、126)

142 会議において、議長が取消しを命じた発言でも、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。ただし、配付（閲覧用を含む）する会議録には、その発言は掲載又は記録しない。（法129、規126）

143 会議において自ら発言を訂正したとき又は当該議員から訂正の申し出があつて議長がこれを許可したときは、会議録の原本には、その部分について傍線し、訂正した発言を記載する。（法123、規64、126）

## 第12章 議会運営委員会

144 町長から議会招集の申し入れがあつたときは、速やかに議会運営委員会を開き、執行機関から付議事件の概要について説明を求め、所要の協議を行い、諸般の態勢を整える。

145 議長は、議会運営委員会の委員にならないのが適当である。

146 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

### I 議会の運営に関する事項

- (1) 会期及び会期延長の取扱い
- (2) 会期中における会議日程
- (3) 議事日程
- (4) 議席の決定及び変更
- (5) 発言の取扱い（発言順序、発言者、発言時間等）
- (6) 議事進行の取扱い
- (7) 説明員の出席の取扱い
- (8) 議会の施設の取扱い（議員控室、委員会室、傍聴席等）
- (9) 議長、副議長の選挙の取扱い
- (10) 一般質問の取扱い
- (11) 緊急質問の取扱い
- (12) 特別委員会設置の取扱い
- (13) 委員会の構成の取扱い
- (14) 委員会の閉会中の継続審査（又は調査）の取扱い
- (15) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い
- (16) 休会の取扱い

- (17) 議会内の秩序の取扱い
- (18) 議案の取扱い
- (19) 動議の取扱い（修正動議を含む）
- (20) 議員及び委員会提出議案（条例、意見書、決議）の取扱い
- (21) 長の不信任決議の取扱い
- (22) 議員の資格の取扱い
- (23) 特殊な請願、陳情の取扱い
- (24) その他議会運営上必要と認められる事項

## II 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- (1) 会議規則、委員会条例の制定、改正
- (2) 議会事務局設置条例の制定、改正
- (3) その他規則、条例等これに類すると認められる事項

## III 議長の諮問に関する事項

- (1) 議長の臨時会の招集請求
- (2) 議会の諸規程等の起草及び先例解釈運用等
- (3) 傍聴規則の制定、改正
- (4) 常任委員会間の所管の調整
- (5) 慶弔等
- (6) 議員派遣
- (7) その他議長が必要と認める事項

147 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知する措置を講ずる。

148 議会運営委員会の協議の結果については、議員はこれを遵守する。

## 第13章 参考人

149 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておく。

150 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に参考人として説明を求めることができる。

## 第14章 全員協議会

151 全員協議会は、議長が主宰する。

- 152 全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、議長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。
- 153 議長は、職員に会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 154 議長は、町長その他必要があると認める者に対し、全員協議会への出席を求めることができる。
- 155 議長は、必要により議員協議会を招集することができる。この場合の運用は全員協議会の例により行うものとするが、会議の記録は作成しないものとする。
- 156 その他、全員協議会の運営に関して必要な事項は、議長が全員協議会に諮って決定する。

## 第15章 慶 弔

- 157 議員が叙勲され、又は議員として受賞したときは、会議において議長が報告する。
- 158 議員が逝去したときは、志賀町議会議長交際費の支出に関する基準及び志賀町議会議員互助会内規によって弔意を贈り、会議において同僚議員が追悼演説を行った後、黙とうを行う。

## 第16章 その他

- 159 議場における議員に対する敬称は、性別を問わず「君」とする。
- 160 臨時議長の紹介は、事務局長が行う。(法107)
- 161 議員は、在職中所定の記章をはい用する。
- 162 議長が議会を代表して出席した重要な会議については、その経過及び結果を定例会最終日の本会議後の全員協議会で報告する。
- 163 議会選出の一部事務組合議会議員が組合議会に出席したときは、その経過及び結果を議長又は定例会最終日の本会議後の全員協議会に報告する。
- 164 議員が議会を代表して出席した重要な会議については、その経過及び結果を議長又は定例会最終日の本会議後の全員協議会に報告する。
- 165 議場の本会議以外の使用は、原則としてこれを許可しない。
- 166 この基準に定めるもののほか、志賀町議会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

### ③自治法第100条第12項の協議の場

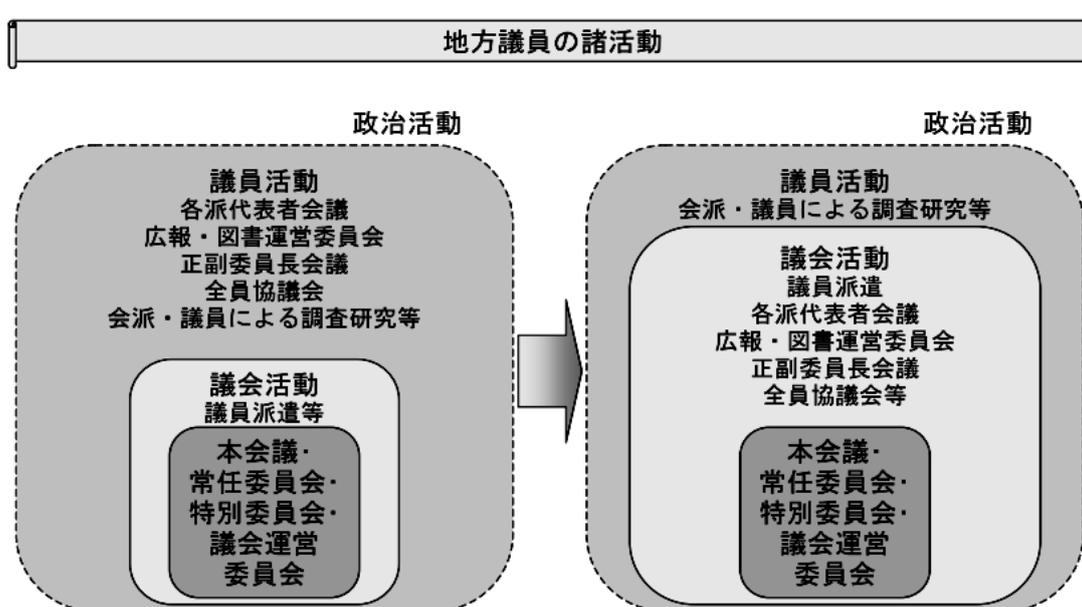
平成20年6月に地方自治法の一部が改正され、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を会議規則で定義し設けることができることになりました。

地方自治法第100条

12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

#### 議会活動の範囲の明確化

国が想定するものとしては、各派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等があり、志賀町議会では全員協議会のみを会議規則で定義しています。議会全員協議会は、法改正前までは正規の会議ではなかったため、議員の費用弁償や公務災害補償の適用は受けることはできませんでしたが、改正後の会議規則で定義した後からは、全員協議会は正規の会議とされ、費用弁償及び公務災害補償の適用のほか、会議記録は情報公開対象となりました。このため、以前の非正規会議の取り扱いについては、「議員協議会」として開催することになっています。



※ 議員活動と政治活動は重なり合っている。

志賀町議会会議規則（平成17年志賀町議会規則第1号）新旧対照表（例）

| 現行   | 改正後（案）  |
|--|---|
| <p>（全員協議会）</p> <p>第128条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</p> <p>2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</p> <p>3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> | <p>（協議又は調整を行うための場）</p> <p>第128条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> |

改正後（案）

別表（第128条関係）

| 名称      | 目的   | 構成員                    | 招集権者 |
|---------|--|------------------------|------|
| 全員協議会   | 議案の審査又は議会の運営について協議又は調整を行うこと。                               | 全議員                    | 議長   |
| 委員長会議   | 委員会の活動計画について協議又は調整を行うこと。                                   | 議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長 | 議長   |
| 常任委員長会議 | 常任委員会の活動計画について協議又は調整を行うこと。                                 | 議長、常任委員長、議会運営委員長       | 議長   |
| 議員研修会   | 議会の活動について協議又は調整を得るための政策立案能力及び政策提言能力の向上を図ること。               | 全議員                    | 議長   |
| 議会報告会   | 議会の活動について協議又は調整を得るため、町民等に対する議会審議の報告及び町民等との町政に関する意見交換を行うこと。 | 全議員                    | 議長   |

志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年志賀町条例第42号）新旧対照表（例）

| 現行   | 改正後（案）  |
|--|---|
| <p>（費用弁償）</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が次に掲げる会議等(以下「会議等」という。)に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。ただし、同日に開催される会議等に重複して出席したときの費用弁償は、重複支給をしない。</p> <p>(1) 定例若しくは臨時会の会議、委員会又は全員協議会</p> | <p>（費用弁償）</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が次に掲げる会議等(以下「会議等」という。)に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。ただし、同日に開催される会議等に重複して出席したときの費用弁償は、重複支給をしない。</p> <p>(1) 定例若しくは臨時会の会議、委員会又は志賀町議会会議規則第128条に規定する協議又は調整を行うための場（会議規則別表に規定する議会報告会を除く。）</p> |

## ④委員会の再編

### 委員会の検証状況

| 委員会   |          | 運営面の検証  | 方向性  |
|-------|----------|---|--|
| 常任委員会 | 総務産業建設   | 今までの歴史や経験を積み重ねてきた結果が活かされているが、委員会所属の固着化は、議員としての幅広い知識の習得の機会を逸する懸念がある。 | 議員間における委員会所属の機会を均等にしなければならない。                                    |
|       | 教育民生     |   |  |
|       | 予算決算     |   |  |
| 議会運営  |          | 旧来からの運営形態を踏襲し、他の議会の運営と大差はない。  | 現状で問題ない  |
| 特別委員会 | 議会改革調査   | 種々のテーマで調査・検討がなされ、調査結果を取りまとめた。                                       | 調査終了をもって廃止となる。   |
|       | 議会広報     | 広報の役割を十分に果たしており、誌面は全国レベルにある。  | 現状で問題ない  |
|       | 原子力発電所対策 | 原子力に関して取り扱う範囲や内容が広範で、議会の意思決定を要す場合があるため、扱う事案により全員協議会との区分が必要である。      | 原子力発電、国エネルギー政策、地域振興の調査・研究を行い、委員数は従来どおり。志賀原発の個別・具体的事案は全員協議会で取り扱う。 |

(参考) 特別委員会の設置判断基準(議会事務提要より)すべてYesが望ましい。

| No | 項目              | 判定  | 備考 |
|----|-----------------|-----|----|
| 1  | 議会の権限事項か        | Y・N |    |
| 2  | 常任委員会で審査しにくい事項か | Y・N |    |
| 3  | 調査結果が出る事項か      | Y・N |    |
| 4  | 設置理由・根拠は明確か     | Y・N |    |
| 5  | 設置時に継続審査を議決したか  | Y・N |    |
| 6  | 定数は全員でないか       | Y・N |    |
| 7  | 委員長は重複していないか    | Y・N |    |
| 8  | 副議長が委員長になっていないか | Y・N |    |
| 9  | 調査をしているか        | Y・N |    |
| 10 | 委員長報告をしているか     | Y・N |    |

## ⑤議員間討議

### 自由討議とは

現在の議案審査は、議案が議長から委員会に付託され、当該委員会で説明を受け、質疑を中心に審議を行い、直ちに採決し、その結果が議長に報告され、本会議で採決となります。

委員会では、職員に対する質問が中心で、内容についての疑問を質すことが趣旨となっており、委員の賛否の意見表明や議員間の意見のやりとりもなく採決が行われています。

議案の中には、住民の生命・財産にかかるものや住民に負担を強いるもの、その他町政上重要な案件などがあり、こうした重要案件については、形式的なこれまでもどおりの審査形態では、議会の説明責任が果たされません。

このため、重要案件については、形式的な審査で可否を決定するのではなく、十分な説明のもと、疑義を解消し、自由に討議しながら理解を深めたうえで責任ある採決を行い、少数意見への対応や委員会からの要望・提言などを委員長報告にとりまとめ、審査の高度化を図ることが必要です。

---

### 志賀町議会自由討議実施要綱（案）

平成 年 月 日

訓令第 号

#### （趣旨）

第1条 この訓令は、議員間における自由討議（以下「討議」という。）の行使について必要な事項を定めるものとする。

#### （討議の目的）

第2条 討議は、議員と町長及び執行機関との間等だけではなく、議案や町政課題等に対して議会内で議論し、議案等の扱いや判断について問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、議員間の理解を深めることを目的とする。

#### （討議の開始）

第3条 討議は、全員協議会又は委員会において、議長若しくは委員長（以下「議長等」という。）の発議又は議員若しくは委員（以下「議員等」という。）の動議により開始するものとする。この場合において、議員等の動議は、全員協議会にあっては2名以上、委員会にあっては1名以上の議員又は委員の賛同を得なければならない。

2 討議は、質疑の後行うものとし、討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言者等）

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 議長等が討議の終了を宣言したときは、以降の発言はできない。

3 発言を行う者は、論点及び争点を明確にして発言するよう努めるものとする。

4 町長及び執行機関は、討議に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合又は許可を得た場合は、この限りでない。

5 発言の回数は、同一議員等に付き同一の議題について2回を超えることができない。

（討議時間）

第5条 討議の時間は討議開始から、全員協議会にあっては60分以内、委員会にあっては30分以内とする。

（発言の禁止）

第6条 議長等が議員等の発言が不適切又は不穏当と判断したときは、議員等の発言について注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

## ⑥議会報告会

### 議会報告会の概要

| 項 目         | 内 容   |
|-------------|---|
| 1 名 称       | 志賀町議会報告会  |
| 2 報告会の内容    | ①議会の役割と仕組み、構成、②議会の活動状況(視察等)、③議会の審議状況(議案・予算)、④町の重要事項、⑤意見交換             |
| 3 開催頻度及び時期  | 年1回、3月定例会後(5月末までに)  |
| 4 会 場       | 16地区 公民館  |
| 5 出席議員      | 全議員対象とし、2班編成で地区議員を入れる。(役割分担は班ごとに決める。)<br>※議長はすべてに出席する。                |
| 6 議員の役割     | 運営全般(資料作成、設営、受付、進行、資料配付、説明・記録)  |
| 事務局の役割      | 資料作成・記録のサポート  |
| 7 議員の発言のルール | 団体意思としての意見に留め、個人の意見は控える。  |
| 8 町民の意見の取扱い | 班長が報告書をまとめ、全協で協議し、重要な事項は、一般質問等で回答を求め、地区に回答報告をする。また、議会だよりやホームページに掲載する。 |

### 班編成(案)

| 区 分 | 議 員 名                      | 担当地区                            |
|-----|----------------------------|---------------------------------|
| 1 班 | 中谷、福田、稲岡、下池、<br>田中、櫻井、林、戸坂 | 高浜、上熊野、土田、下甘田、<br>熊野、福浦、東増穂、西増穂 |
| 2 班 | 南正紀、寺井、堂下、須磨、<br>越後、富澤、久木  | 志加浦、堀松、加茂、中甘田、<br>富来、西海、西浦、稗造   |

志賀町議会報告会実施要綱（案）

平成 年 月 日

訓令第 号

（目的）

第1条 この訓令は、志賀町議会基本条例（平成 年志賀町条例第 号）第8条第4項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（開催単位、回数、時期等）

第2条 報告会は公民館単位とし、町内16地区で年1回、3月定例会の後、5月末日までに開催するものとする。

（報告会の内容）

第3条 報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の役割と仕組み、構成
- (2) 議会の活動状況（視察報告等）
- (3) 議会の審議状況（主な議案等）
- (4) 町政の重要事項
- (5) 参加者との意見交換

（班の編成等）

第4条 報告会は班が運営するものとする。

- 2 班は、議長を除く議員8人以内で構成し、2班編成とするものとする。
- 3 班の構成は、地区、所属常任委員会等を考慮して、委員長会議において協議し、決定する。ただし、報告会には、開催地区の議員は必ず出席するものとし、地区議員が当該班にいない場合は、その地区の議員が別の班から加わることができる。
- 4 班員の互選により、班に班長を置くものとする。

（役割分担）

第5条 報告会における、資料作成、会場設営、受付、司会進行、資料配付、説明及び記録を担当する者は、それぞれの班において協議し、決定するものとする。

- 2 参加者との意見交換における答弁は、全員で行うものとする。
- 3 議長は、すべての報告会に出席するものとする。ただし、議長に事故があるときは副議長が代理する。

(会場等)

第6条 各班が担当する地区は、委員長会議において協議し、決定するものとする。

2 報告会の日程及び会場については、班長と地区区長会長において協議し、決定するものとする。

(記録)

第7条 報告会の記録は、記録者において要点記録するものとする。

(次第等)

第8条 報告会は2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ 議長又は副議長
- (2) 議会報告 班の報告者
- (3) 質疑応答
- (4) 意見交換
- (5) 閉会あいさつ 班長

(発言内容)

第9条 報告会における発言は、議会としての団体意思によるものとし、個人としての意見や見解は、特別な場合を除いては述べないものとする。ただし、個人としての見解を述べなければならないときは、その旨を宣言し、参加者に誤解を与えないように留意しなければならない。

(資料)

第10条 報告会で配付する資料は、委員長会議で協議の上、決定するものとする。

(結果等の報告)

第11条 班長は、すべての報告会が終了後、速やかに当該報告会の結果等を議会報告会実施報告書(以下「報告書」という。)にまとめ、議長に提出するものとする。

2 議長は、前項による報告書を受け取ったときは、全員協議会を開催し、議員に報告するものとする。この場合、参加者からの要望や提言等のうち、議会に対するものについては、全員協議会で協議し、町行政に対するものについては、一般質問等で回答を求め、地区区長会長に報告するものとする。

3 報告会の結果等は、議会だより及び町ホームページに掲載するものとする。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

## ⑦政務活動費

### 1 法令根拠

#### 地方自治法第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、**政務活動費**を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その**使途の透明性の確保に努めるものとする。**

### 2 行政実例

H12. 5. 31通知 政務活動費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、**政務活動費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。**

H12. 5. 31通知 政務活動費は、**情報公開を促進し、その使途の透明性を確保**することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、政務活動費に係る収入・支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。

H12. 5. 31通知 政務活動費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、特別職報酬等審査会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、**住民の批判を招くことがないよう配慮すること。**

H24. 9. 5通知 政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には住民の理解が十分得られるよう配慮するとともに、政務活動費の使途の適正性を確保するためにその**透明性を高めることなどにより、適切に運用されたいこと。**

### 3 運用上の課題・問題点

#### ①法規定を拡大解釈し、都合がよく使い勝手のいい使途基準になりがち

→ 「その他の活動」とは、「調査研究につながるその他の活動」と解すべき  
使途基準は内部基準であって、使途の正当性の根拠にはならない点に注意

#### ②使うことを最優先にしてしまう

→ 前金でもらうと自分の金となり返せなくなる → 返すくらいなら使ってしまう → 無理な使途・つじつま合わせ → 疑念

#### ③屁理屈やこじつけで正当性を立証できない

→ 監査請求（訴訟） → 不正支出発覚 → 返金 → 辞職 → 議会不信  
最終的に、公判で裁判長に正当性を認めさせる立証ができるのか

#### ④やっただけで成果を反映できない

→ 「議員としての幅広い知識の習得目的」では実施根拠にはならない  
公費を使ってどう成果を出せるかが問われる（出世払いでは通用しない）

### 4 導入にあたって

#### ①公務と政務

公務＝町民のための直接的な仕事となる議会・議員活動（法定業務）

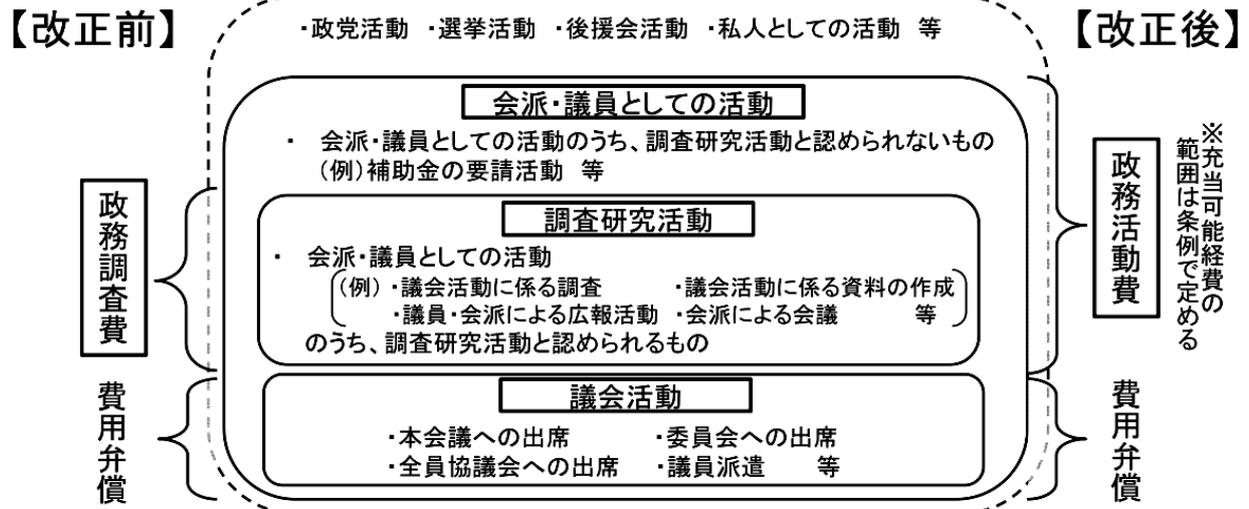
政務＝合意形成のための会派活動又は私的な政治的活動（非公務）

#### ②議会活動とは → 地方自治法第96条（議決権）、第118条（選挙権）、第98条第1項（検査権）、第98条第2項（監査の請求権）、第99条（意見書提出権）、第100条（調査権）、第120条（自律権）、第162条・第196条等（同意権）、第179条（承認権）、第124条（請願受理・処理権）、第125条・第199条等（報告、書類受理権）

#### ③議員活動とは → 地方自治法第101条第1項（議会招集請求権）、第114条第1項（開議請求権）、第112条第2項（議案提出権）、第115条の3（動議提出権）、規則第50条（発言権）、第116条（表決権）、第133条（屈辱に対する処分要求権）、第124条（請願紹介権）

#### ④政務活動とは → 概念であり、具体的な法令の規定根拠なし（自治法で政務活動費の交付規定、政治資金規正法で選挙運動を含む政治活動が規定されるが、政務活動を規定する法令はない。）

## 政務調査費と政務活動費の対象経費（イメージ）



### ⑤導入に際してのメリットとデメリット

#### ◎メリット

- 1) 自主的な調査活動（視察）ができる
- 2) いろいろな研修会等に参加できる
- 3) 関係資料や書籍を購入できる
- 4) 深く知識の習得ができる
- 5) 議員間の差別化が図られる

#### ◎デメリット

- 1) 公務災害補償が適用されない
- 2) 収支報告と調査報告書を作成しなければならない
- 3) 成果を出さなければならない
- 4) 情報公開、監査請求等のやり玉にあがる可能性がある
- 5) 議員間で活動の差が出る

### ⑥模範的活用の例示

#### ◎対象活動

- 1) 町政懸案事業等の先進事例調査 → 質疑・質問、討論に反映
- 2) 政策条例作成のための参考事例調査（PT可能） → 条例議案提出
- 3) 政策研究のための研修会（非政党）の参加 → 質疑・質問、討論に反映
- 4) 町政課題解決のための国等への陳情 → 事業に反映
- 5) 住民との懇談会（住民ニーズの調査） → 質疑・質問、討論に反映

### ◎対象費用

- 1) 交通費（最も経済的な公共交通機関による実費額）
- 2) 宿泊費（社会通念に照らした宿泊実費額）
- 3) 日当 → 支給しない（公務旅費ではないため）
- 4) 研修費（資料代、入場料、受講料）
- 5) 相手方へのお土産代（社会通念の範囲）
- 6) 会議費（案内チラシ・資料印刷、湯茶、会場使用料）

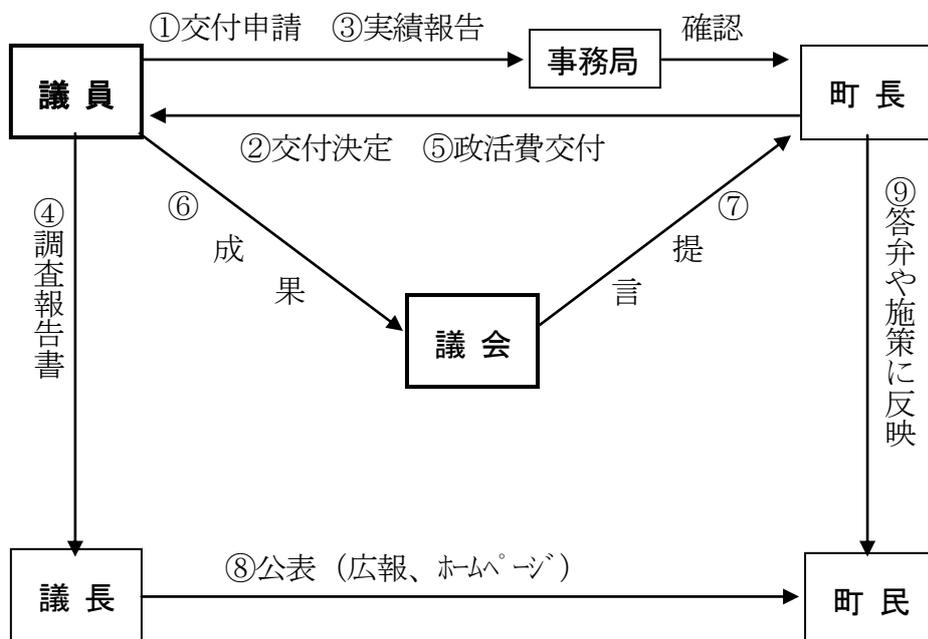
### ◎オーバーフロー分

議員報酬から補てん

## 5 例規の体系（例）

- ①政務活動費の交付に関する条例・・・政活費の交付を定義
- ②政務活動費の交付に関する条例施行規則・・・条例の運用規定
- ③政務活動費使途基準・・・使途の具体的基準

## 6 政務活動費の交付と成果の流れ（精算払いの例）



## ⑧タブレット端末

ペーパーレス化のメリットは、紙代等の消耗品的な経費の面ばかりでなく、印刷編さんにかかる人件費や労務時間の短縮、資料差し替えの容易さ、過去の資料の検索、資料の軽量化など、いろいろな面でメリットがあり、年々導入事例が増えています。その一方で、他の資料と並べて見比べることができないなどデメリットもあるものの、本町では、タブレット端末の導入を見据えて、まずは試行として、紙資料と並行して議員個人が所有するタブレット端末を使用し、利便性の確認や議会内での動機づけを図ることを目的に実施しています。この試行によって、理解が深まり、議会内で導入機運が高まれば本格導入に移行します。

### 1 試行内容

- ①議会情報（議会資料データ）を役場外のサーバーに保管し、議員自らデータを読みに行き、タブレット端末から閲覧してもらうことで、端末を利用することのメリット、デメリットを確認する。
- ②今定例会のみならず過去のデータも保管し、過去の資料を簡単に閲覧できる利便性を確認する。

### 2 使用するデータについて（マスコミ公開可能資料を対象とする）

- ①議案
- ②提案理由書
- ③一般質問の要旨
- ④全員協議会の資料
- ⑤常任・議運委員会の資料
- ⑥特別委員会の資料
- ⑦その他（議会例規、予算・決算書、視察資料等）

### 3 試行環境について

#### ①データサーバー

議会資料のデータを置くサーバーは、セキュリティで信頼があり、世界的インターネットサービスで知られる「googleドライブ」の無料サーバー

を利用することで、役場サーバーへの影響懸念は回避する。

## ②閲覧者の管理

「googleドライブ」への閲覧権限を議長が議員ごとに付与し管理する。

## ③使用端末

試行に付き、議員が所有するタブレット端末を利用する。所有が増えれば、随時、対応していく。

## 4 試行運用について

①サーバーの信頼性を確保するため、試行では15GBまで無料の「googleドライブ」サーバーで情報を保管する。

②閲覧しようとする場合、(1)議員はgoogleのアカウントを取得し、(2)議長が閲覧権限を付与し、(3)「googleドライブ」にログインして議会情報を閲覧するという手順となる。仮に、第三者がログインしても、議長が閲覧権限を付与していない者は閲覧できない。

③本格運用となった場合には、専用サーバーの設置の可否のほか、「タブレット端末使用要綱」の作成等を検討し、情報管理や機器の使用ルールなどを定めることとする。

## 5 適法性について

### ①閲覧情報は「議会情報」として議会が管理する。

長から送致を受けた議案等の資料は、議会が受理（受付）した時点で、議会情報として議会が情報管理することから、議長の管理権限のもとで閲覧に供することになる。（情報公開条例第2条及び第3条の定義を準用）

### ②閲覧権限を与えた議員と事務局のみが閲覧する。

本件議会情報の閲覧は、不特定多数の者に流布する性格のものではなく、議長が閲覧権限を付与した者しか閲覧ができない。このことから、議会情報データを外部サーバーに置いて情報漏洩にはあたらない。

### ③本件閲覧行為は行政情報公開条例の適用外である。

議員が議案を閲覧する行為は、行政情報公開条例に則ったものではない。（紙資料の配付がデータ閲覧に置き換わっただけのこと。）

志賀町議会会議用端末機使用基準（案）

平成 年 月 日

訓令第 号

（趣旨）

第1条 この訓令は、志賀町議会におけるタブレット型端末機（以下「端末機」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議システム 会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムのことをいう。
- (2) グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理等のサービスを提供するソフトウェアをいう。
- (3) アプリケーションソフトウェア 端末機の利用者が、端末機上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアのことをいう。
- (4) サーバ 主として端末機の操作によって生ずる各種サービス要求を処理するコンピュータをいう。
- (5) アカウント ネットワーク、端末機等にログインするための権利をいう。

（端末機の利用者）

第3条 端末機の利用者は、議員、議会事務局職員（以下「利用者」という。）に限る。

（会議システム及びグループウェアの利用者）

第4条 会議システム及びグループウェアの使用は、利用者のうちアカウントを付与された者に限る。

- 2 アカウントは、議長が付与する。
- 3 前項の利用者が会議システム及びグループウェアを使用するときは、パスワードを入力するものとし、そのパスワードは、第三者に知られることのないよう適切に管理しなければならない。

（端末機の貸与）

第5条 議会事務局長（以下「局長」という。）は、議会運営及び議員活動の支援に資するため、端末機を利用者に貸与できるものとする。

2 端末機の貸与を受けた使用者は、端末機を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 使用者は、使用者でなくなったときは、直ちに端末機を局長に返却しなければならない。

(端末機の使用費用の負担)

第6条 議員は、端末機の使用にかかる費用を、議長が別に定める基準により負担するものとする。

(端末機の取扱い)

第7条 使用者は、端末機を善良な管理意識をもって適切に管理しなければならない。

2 使用者は、端末機を紛失し、又は破損したときは、直ちに局長に届け出るものとする。

3 使用者は、端末機の紛失又は破損にかかる費用を負担するものとする。ただし、使用者の責めに帰することができない事由によることが明らかな場合は、この限りでない。

(端末機の使用範囲)

第8条 端末機の使用は、議員にあつては議会活動、議員活動及びその他公務の活動に限るものとし、議員以外の者にあつては議会事務及びその他公務の活動に限るものとする。

(会議資料)

第9条 本会議、全員協議会及び委員会等の議会の会議（以下「会議等」という。）で議員に提示する資料（以下「会議資料」という。）は、会議等の前に、議会事務局職員（以下「サーバ保存担当職員」という。）がサーバに電子媒体で保存するものとする。

2 前項の規定によりサーバに保存する会議資料は、別表に定めるとおりとする。

3 サーバ保存担当職員は、会議資料をサーバに保存したときは、使用者に対して速やかに電子メール又はSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により知らせるものとする。

(禁止事項)

第10条 端末機の使用にあつては、次に掲げる事項を禁止するものとする。

(1) 端末機の改造若しくは交換又は貸与時にインストール済みのアプリケーション

ョンソフトウェアを削除すること。

- (2) 使用者による端末機へのアプリケーションソフトウェアのインストールは、議会運営及び議員活動の支援に資するものに限ること。
- (3) サーバに保存された会議資料に変更を加えること。
- (4) サーバに保存するすべてのデータを端末機以外の機器で使用する事。
- (5) 会議等の開会前に、会議資料を第三者に漏えいすること。
- (6) 個人情報並びに議会及び町において公開されていない情報を開示すること。
- (7) 議長又は委員会等の長の許可なく、会議等の写真若しくは映像の撮影又は録音をし、会議等の情報を会議等が行われている部屋の外に発信すること。
- (8) 会議等の開議中、電子メール及びSNSの送信・閲覧、掲示板等への投稿・閲覧を行うこと並びに音声又は操作音を発する等、会議等の進行に支障となる行為を行うこと。
- (9) その他議会又は議員若しくは職員として品位を損なう情報を発信すること。

2 使用者が前項の規定に違反したときは、議長又は委員長が注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反を改めないときは、議長又は委員長は、端末機の使用を制限又は停止することができる。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 端末機の操作習熟に努めること。
- (2) 情報の発受信は、使用者の責任において行うこと。
- (3) データの正確性を保持し、データの紛失、毀損等の防止に努めること。
- (4) 個人情報の漏えいがあったときは、直ちに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講ずること。

(セキュリティ対策)

第12条 使用者は、町の情報及び会議システムの保全措置に積極的に協力し、かつ、誠実に対処しなければならない。

(電子メール及びSNSの利用)

第13条 メールアドレスは、議員に対し議長が付与する。ただし、付与したメールアドレスは、使用者の在任中は変更できない。

2 使用者は、双方の各種通知、届出等を電子メールで行うものとする。ただし、文書によることが必要な場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定に関わらず、簡易な連絡事項はSNSによることができる。
- 4 使用者は、適宜、電子メールによる各種通知、届出等の有無を確認しなければならない。
- 5 電子メールは、議員の町民との情報交換、事務連絡等に使用することができる。
- 6 電子メールで行う各種通知、届出等は、機器、通信回線等の不具合等が生じたときは、復旧までの間、別の方法により行うものとする。
- 7 議員を除く使用者は、電子メールで行う各種通知の発信又は届出等の受理にあたっては、通知文書又は届出等を出力印刷し、志賀町文書事務取扱規程（平成17年志賀町訓令第8号）の例により処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第9条関係）

サーバに保存する会議資料

| 区分     | 書類名         | PDF<br>データ | 紙媒体   | 備考      |
|--------|-------------|------------|-------|---------|
| 本会議    | 議案書         | ○          |       |         |
|        | 予算書         | ○          |       |         |
|        | 予算事項別明細書    | ○          |       |         |
|        | 決算書         | ○          |       |         |
|        | 主要な施策の成果説明書 | ○          |       |         |
|        | 監査委員決算審査意見書 | ○          |       |         |
|        | 請願付託表（請願写し） | ○          |       |         |
|        | 議事日程        |            | ○     |         |
|        | 説明員通知       |            | ○     |         |
|        | 議長の諸般の報告    | ○          |       |         |
|        | 提案理由説明書     | ○          |       |         |
|        | 一般質問通告要旨    | ○          |       |         |
|        | 議案付託表       | ○          |       |         |
|        | 委員会審査報告書    | ○          |       |         |
| その他の資料 | ○           | ○          | 議長が判断 |         |
| 全員協議会  | 次第書         |            | ○     |         |
|        | 説明員名簿       |            | ○     |         |
|        | 全員協議会資料     | ○          | ○     | 議長が判断   |
|        | その他の資料      | ○          | ○     | 議長が判断   |
| 委員会    | 次第書         |            | ○     |         |
|        | 説明員名簿       |            | ○     |         |
|        | 委員会資料       | ○          | ○     | 委員長が判断  |
|        | その他の資料      | ○          | ○     | 委員長が判断  |
| その他    | 非公開資料       |            | ○     | 場合により回収 |
|        | その他         | ○          | ○     | 議長が判断   |

## ⑨一問一答方式

### 【一般質問とは】

議員は、住民に代わって行財政の運営を監視する機能を有する議会の構成員であるとともに、行財政全般について執行機関の所信や疑問を質することができます。

一般質問は、議員が町の行政全般にわたって、執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求めるものです。質問を行う目的は、ただ単に執行機関の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけではありません。所信を質することによって、執行機関の政治姿勢や政治責任を明らかにし、結果として、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの効果があります。

### 【一問一答方式の利点】

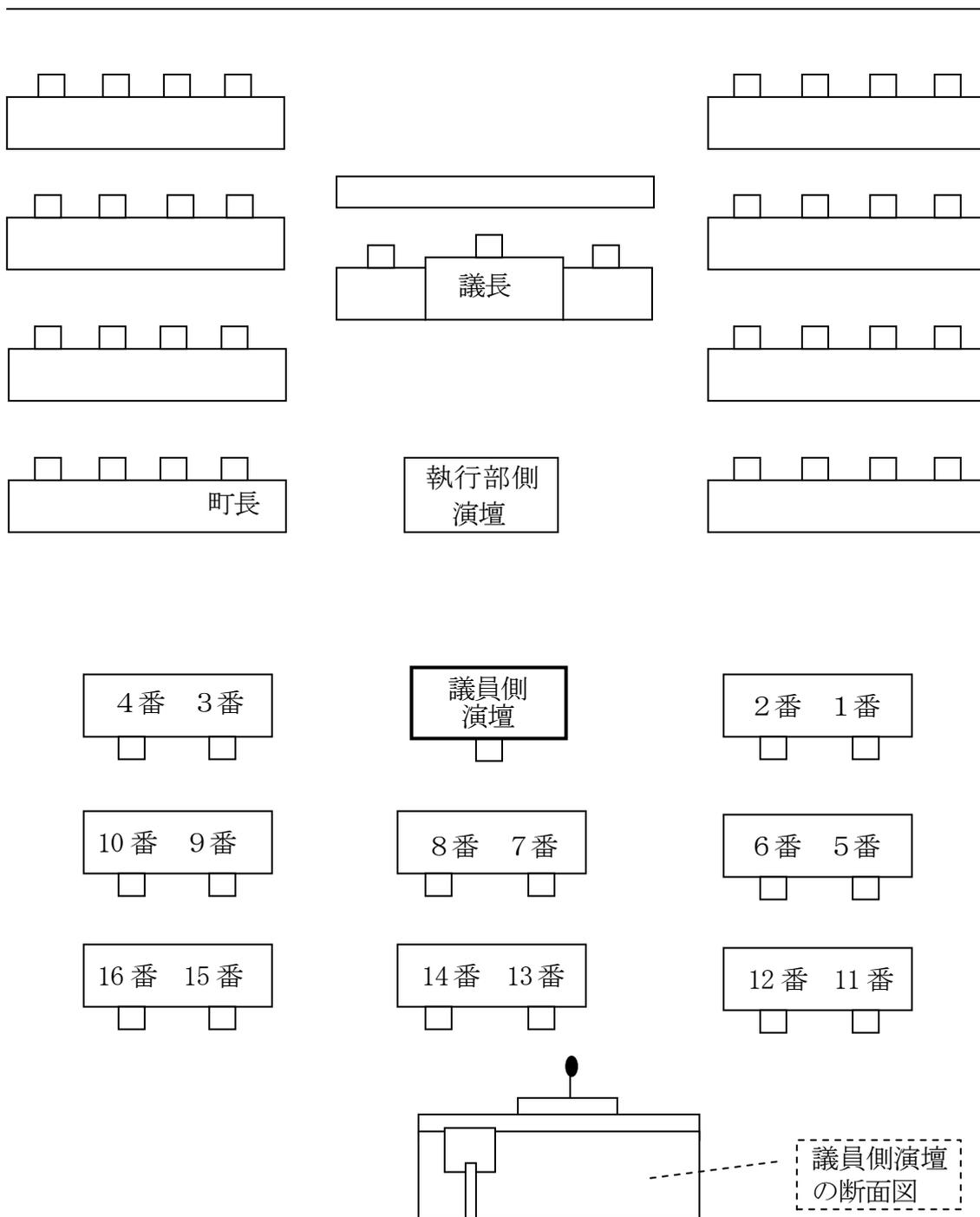
これまでの一括質問方式では、質問者が取り上げた数項目の質問事項を一括して質問を行い、答弁を聞き、その答弁のうちの何点かに理解できないものがあつた場合、それらについて再質問をする。再質問に対する答弁がさらに要領を得ず納得できない場合、3回目の再々質問をしていましたが、それぞれの案件に対する焦点が不明瞭なまま質問を終えることも多くありました。

一問一答方式は、案件に対する疑問点をひとつずつ取り上げ、質問、答弁を繰り返す方法です。また、傍聴している方にも質問の論点や争点がわかりやすい方法でもあります。

### 【本町の一般質問の方法】

質問者は、一括質問方式又は一問一答方式のいずれかを選択し、質問の要旨と併せて議長に通告します。また、一問一答方式の導入に合わせて、町長その他執行機関に論点、争点を明確にするための反問を認めるとともに、対面式の議員演壇を設けることを検討しています。これにより、執行機関とより近くで対面することで、迫力と緊張感が生まれることが期待できます。

## 一問一答方式を採用する場合の議場レイアウト（案）



### <演壇について>

①一括・一問一答を問わず、一般質問は議員側演壇で行う。

議員は、質問時は起立し、答弁を聞く時は着席する。

②その他、委員長報告、討論などは執行部側演壇で行う。

演壇で発言した後は、自席に戻る。

志賀町議会会議規則（平成 17 年志賀町議会規則第 1 号）新旧対照表（例）

| 現行   | 改正後（案）   |
|--|--|
| <p>(一般質問)<br/>第61条（略）<br/>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨_____を文書で通告しなければならない。<br/>3 （略）<br/>4 （略）</p> | <p>(一般質問)<br/>第61条（略）<br/>2 <u>前項の規定による質問は、質問者の選択により、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式のいずれかとする。</u><br/>3 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨及び方式を文書で通告しなければならない。<br/>4 （略）<br/>5 （略）</p> |

志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程(平成 24 年志賀町議会訓令第 2 号) 新旧対照表（例）

| 現行  | 改正後（案）  |
|---|---|
| <p>(通告通知の発送)<br/>第2条 議長は、<u>定例会招集通知発送の際に、予定案件一覧を添えて</u>一般質問の通告書（白紙）を議員に送付するものとする。<br/><br/>(質問の受付期間)<br/>第4条（略）<br/><br/>(質問の順番)<br/>第5条（略）</p> | <p>(通告通知の発送)<br/>第2条 議長は、_____一般質問の通告書（白紙）を議員に送付するものとする。<br/><br/>(<u>質問の方式</u>)<br/>第4条 <u>質問しようとする者は、一括質問一括答弁又は一問一答のいずれかの方式を選択し、通告書に記さなければならない。</u><br/><br/>(質問の受付期間)<br/>第5条（略）<br/><br/>(質問の順番)<br/>第6条（略）</p> |

## ⑩通年制

### 1 通年制の法的背景

地方分権が進むことに伴い、二元代表制の一翼を担う議会としての行政監視の必要性は一層高まっている。それには、緊急時の対応を含め、議会がいつでも活動できる状態にあることが重要であるが、制度上、「議会は閉会中の委員会での継続審査・調査の例外を除き、会期中のみしか活動能力を持たない」ものとされている。また、議会の招集権は長に専属しており、議会の会期及びその延長並びに開閉に関する事項については、議会がこれを定めることとなっている。

通年制は、定例会の会期を約1年間とし、その間は、議会の判断で必要に応じて会議を開催できるようにする制度であり、議会の主体性や迅速性がより一層進展することが期待されている。

### 2 通年制の実施方法の検討

通年制の実施方法としては、従前の制度により会期を1年として運用する「通年議会制」と、地方自治法改正で創設された「会期の通年化」のいずれかとなる。

#### ①通年議会制（先行自治体議会タイプ）

通年議会は、全国で20あまりの自治体議会で運用している。会期設定方法で、1月から12月まで（他に4月から3月まで、5月から4月まで等のパターンがある。）を会期設定し、1月に本会議を招集し、従来と同じ3月、6月、9月及び12月を定例会とし、本会議を再開のうえ、議案審議、一般質問等を行う。1月及び定例会議・臨時会議以外の期間は休会とし、常任委員会の所管事項調査等を中心に活動する制度である。

通年議会は、年4回の定例会議の日程をベースとするケースが多く、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更はないものとされる。

#### ②会期の通年化（改正自治法タイプ）

改正自治法の中で示された会期設定方法は、特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、定期的に本会議を開く日（定例日）を設定するものである。

会期の通年化とは、これまでの運用による通年議会と形態を同じくするもの

の、法律に明記されていない目的が異なるといえる。

会期の通年化に関する改正は、平成24年9月5日から施行されているが、この改正はこれまでの運用による通年議会制を排除するものではなく、会期の通年化が強制されるわけでもない。ただし、会期の設定に関しては、自治体内の行事等と大きく関連することから、これまでの定例会開催月をゼロベースから検討し直すことが必要とも捉えられる。

改正自治法では、町長は、議案等を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から3日以内に会議を開かなければならない。この点においても、先行自治体議会が運用している通年議会制とは目的が異なるものである。

定例日以外は、年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易になるが、定例会の年4回制時と異なる議事予定を組んだ場合、議案審議や一般質問等に係る議事運営の変更が必要となる。

### ③通年議会制・会期の通年化の比較

|       | 通年議会制<br>(先行自治体議会タイプ)          | 会期の通年化<br>(改正自治法タイプ)                  |
|-------|--------------------------------|---------------------------------------|
| 法律根拠  |                                | 自治法 102 条の 2                          |
| 条例化   | 定例会の回数                         | 会期の始期と定例日<br>次の年の定例日を決めたら、<br>条例改正が必要 |
| 長の招集  | 1年に1回                          | 4年に1回（2年目以降は<br>みなし招集）                |
| 開議権者  | 議長が再開権                         | 議長                                    |
| 回数    | 年1回                            | 定例日                                   |
| 会議日   | 条例で定める                         | 条例で定めた定例日                             |
| 会議の呼称 | 開会会議、定例会議（例）：<br>3、6、9、12月定例会議 | 平成〇年第1回会議、第2<br>回・・・、第3回・・・           |
| 会期    | 1年。告示の期間                       | 原則1年だが、2年目以降<br>はみなし招集。               |

### 3 先例

#### ①北海道福島町（通年議会制）

##### ◎議会会議条例

（定例会の開催回数）

第6条 定例会（通年議会）の回数は1回とする。

（会期）

第7条 定例会の会期は、4月1日から3月31日までの通年とする。

（本会議）

第8条 本会議は、6月、9月、12月、3月の定例に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

#### ②蔵王町議会（通年議会制）

##### ◎定例会の回数に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、蔵王町議会定例会（以下「定例会」という。）の回数に関して定めることを目的とする。

第2条 前条に規定する定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。

##### ◎定例会の招集時期を定める規則

蔵王町議会定例会の回数に関する条例（昭和31年蔵王町条例第48号）第2条に基づく定例会は、毎年1月にこれを招集する。ただし、議員の任期満了の年にあつては、1月及び3月並びに議会の解散があつた場合は、1月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月に招集する。

##### ◎通年議会実施要綱

（会期）

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、1月から3月及び3月から12月までとし、議会の解散があつた場合の会期は、1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から12月までとする。

（本会議）

第3条 本会議は、3月、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。)に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

### ③津幡町（会期の通年化）

#### ◎津幡町議会の会期及び定例日を定める条例

##### （会期）

第1条 津幡町の議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項の規定により、定例会及び臨時会とせず、毎年1月15日から翌年の当該日の前日までを会期とする。

##### （定例日）

第2条 法第102条の2第6項の定例日は、3月、6月、9月及び12月の4日(その日が津幡町の休日を定める条例(平成2年津幡町条例第24号)第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い町の休日でない日)とする。

### ④能登町（会期の通年化）

#### ◎能登町議会の会期等に関する条例

##### （会期）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項の規定に基づき、能登町議会の会期は、1月1日から同年12月31日までとする。

##### （定例日）

第2条 法第102条の2第6項に定める定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)は、3月、6月、9月及び12月の6日とする。

2 前項の定例日が能登町の休日を定める条例(平成17年能登町条例第2号)第1条第1項に規定する能登町の休日に当たるときは、当該定例日以後の最初の能登町の休日でない日を定例日とみなすものとする。

3 定例日に会議を開くことが困難な場合は、議長が定めた日を定例日とすることができる。

#### 4 通年制の導入による利点と欠点

##### (1) 利点

- ①議会の判断でいつでも会議を開催できる。
- ②十分な審査時間が確保され、監視機能、政策立案機能等の議会機能が強化、議会運営の充実・活性化が図られる。
- ③専決処分が少なくなる。
- ④緊急の案件に迅速に対応できる。災害などの緊急時に迅速に活動できる。
- ⑤執行機関が必要に応じて議案を提出できる。

##### (2) 欠点

- ①執行部のスケジュールを縛ることになるため、行政事務や住民サービスの低下を招く。
- ②災害時に専決処分ができなくなれば、かえって現場対応が後回しになる恐れがある。
- ③地方議会は、委員会中心主義の議論や審議であり、いつでも本会議を開くことができる通年制を導入する実益は少ない。

#### 5 本委員会の判断

議会で議決されるものは、予算、条例、契約等が主だが、現在でも執行部は事業進捗のため、必要に応じて臨時会を招集し、事業に遅れが生じないように対応している。

また、議会の開催日程を決める際には、定例会最終日の議会運営委員会で次回の会期を内定しており、日程案の調整にあたっては、議会と執行部の行事予定を突き合わせて行っていることから、長と議会の権能バランスは保たれている。

さらに、議会活動は本会議のほか、閉会中の委員会や開・閉会中問わず開催できる協議の場（全協、議会報告会、委員長会議等）の設置により、通年的な活動は可能である。

したがって、通年制といっても従来型とは運営上、そう大きな違いはないことから、これまでのとおり年4回の定例会と臨時会で対応できるものとする。

## ⑪議会基本条例

### 1 議会をめぐる現在の規範体系

規範体系の優位性は、①憲法→②法令→③町例規となっており、議会をめぐる現在の規範としては、以下のとおりとなっています。しかしながら、いずれの規範も地方議会及び議員の権能に関する共通の基本的事項しか定めていません。

#### ①日本国憲法

憲法で、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」（93条①）とされ、首長と同様に、住民によって直接選挙で選ばれた代表者から議会が構成されること（同条②）が規定されています。

#### ②地方自治法

地方自治法「第6章 議会」には、議会の設置（89条）から議会運営、議員の権能まで規定されています。

#### ③町例規

議会に関する町の例規は、以下のとおりです。

- 1) 志賀町議会議員の定数を定める条例
- 2) 志賀町議会定例会条例（年間回数）、志賀町議会定例会規則（開催月）
- 3) 志賀町議会会議規則（議会運営の定義）
- 4) 志賀町議会委員会条例（委員会運営の定義）
- 5) 志賀町議会傍聴規則
- 6) 志賀町議会表彰条例
- 7) 志賀町議会議員政治倫理条例、志賀町議会議員政治倫理条例施行規則
- 8) 志賀町議会の議決すべき事件を定める条例
- 9) 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- 10) 志賀町議会事務局設置条例、志賀町議会事務局処務規程

### 2 議会基本条例とは

議会は、既存の法令や例規に従い運営すればいいのですが、平成12年の地方分権一括法の施行により、地方の自主・自立権が拡大したことから、二元代

表制の一翼である議事機関としての権能を発揮するため、目指すべき方向性や理念、目標等を明示した議会基本条例を制定する流れが広がっています。

制定状況は、平成29年7月現在で、道府県31(66.0%)、政令市16(80.0%)、特別区2(8.7%)、市461(59.8%)、町村287(31.0%)、計797議会(44.6%)となっています。

【参考】平成26年9月現在  
道府県29(61.7%)、政令市13(65.0%)、特別区1(4.3%)、  
市341(44.3%)、町村187(20.1%)、計571議会(31.9%)

議会基本条例は、北海道栗山町議会が平成18年5月に議員提案で可決し、施行したのが最初で、以後、これがモデルとなり全国に波及しました。

栗山町議会基本条例は、首長が条例案を説明し、議員は質問するだけという地方議会のあり方を見直し、議員間の自由討議や執行部側の反問権を認めるなど活発な議論を促すことを目的にした、議会の責任が大きくなった現実を見据えた条例です。

### 3 議会基本条例制定の影響

栗山町議会では、議会基本条例を制定し、次のような変化が起きました。

- ① 視察が殺到したことで、各議員の議会改革に対する意識が自然と高まった。
- ② 「議員になるためのハードルが上がった」とされ、条例制定後、従来以上に議員個人の能力や説明責任が問われる仕組みとなり、特に実績のない新人の場合は、議員になることが難しくなった。
- ③ 「住民意識の高まり」で、条例制定後2年を経た議会報告会での質問が町の将来や地域経営の観点からの質問等が出てくるようになり、住民として町全体を考える意識が強くなった。
- ④ 行政(町長)による議会への説明責任(政策案に対する説明)が強化されたことにより、議会と行政との緊張関係が実質的に進展してきた。

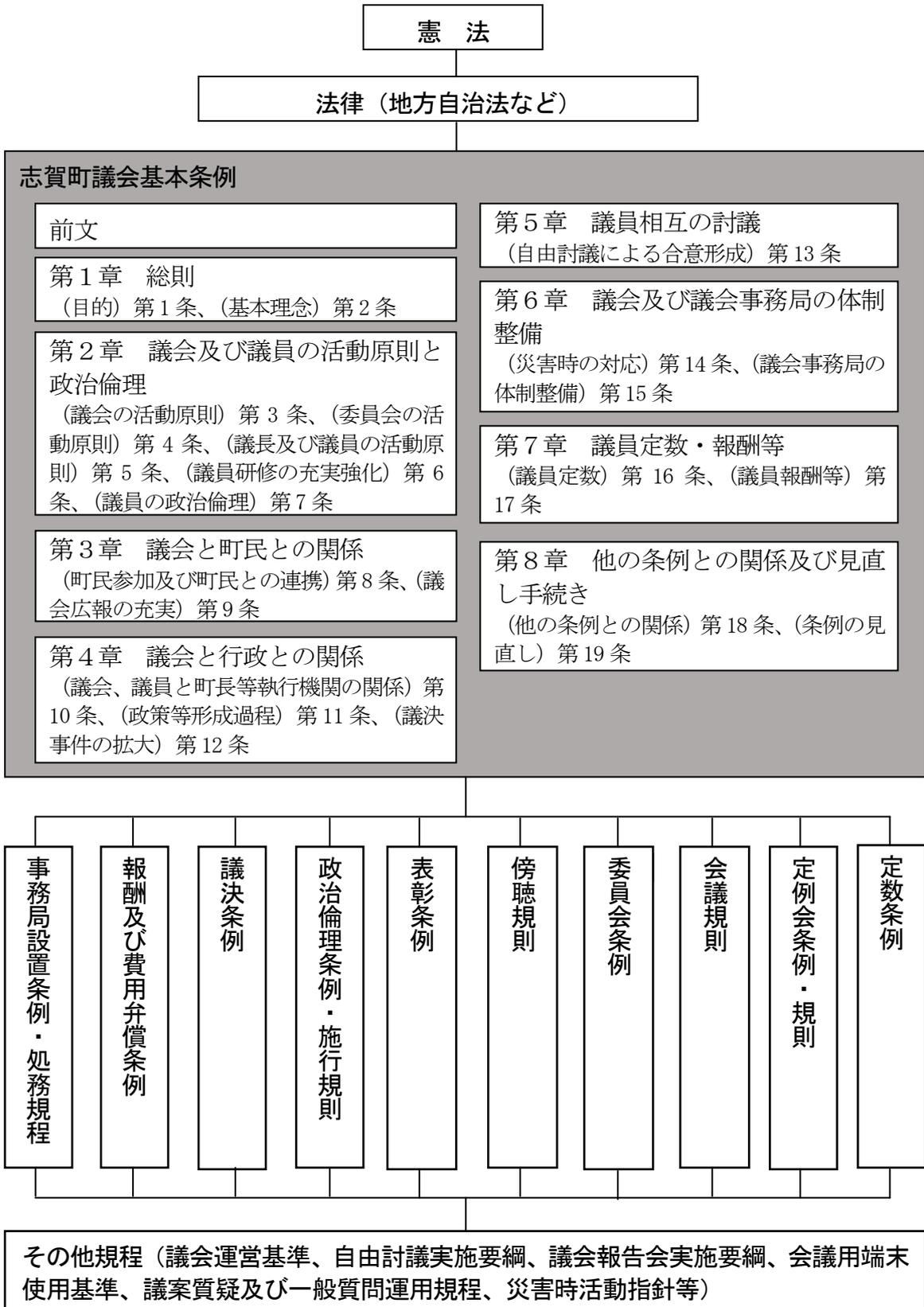
### 4 志賀町議会基本条例(案)作成へのプロセス

#### ① 議会基本条例の理解

背景や経緯等を理解し、個々の策定目的、求める成果等、条例の組み立て等、基本的な事項を認識する。

- ② 先行事例を比較検討し、志賀町議会での整合性を図る。
  - 個々の議会の実情や姿勢を探り、志賀町議会に当てはめて比較検討する。
- ③ 基本的な構成を組み立て、条文の草案を作成する。
  - (1) 先例を参考に章立てをし、各章に必要な条項を検討する。
  - (2) 章ごとに各委員が作成した草案を突き合わせ、条項を作り上げる。
  - (3) 不足条項や実情と乖離する点を洗い出し、精度を高めていく。
- ④ 適法性及び他例規との整合性の検証
  - 関係法令や関係例規と照合し、必要に応じて関係例規の改正を検討する。
- ⑤ 逐条解説及び用語解説の作成
  - 各条項、各用語の解説文を作成する。

～議会基本条例の位置づけ～



※議会基本条例は、議会が果たすべき基本的な事項を定めたもので、他の条例に優越する法的効果まで有するわけではありません。

# 志賀町議会基本条例（案）

平成 年 月 日

条例第 号

## 前文

我が国の憲法と地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する機関として地方公共団体の設置を定めている。

志賀町議会は、地方分権時代における二元代表民主制のもと、執行機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、議会機能の強化を図っていく必要がある。

よって、志賀町議会は、地方自治のさらなる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、町民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、地方自治の本旨の実現に取り組むものとする。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たすものとする。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政にかかる様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たすものとする。

4 議会は、広く町民の意思を的確に把握し、町政に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り組むものとする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

### （議会の活動原則）

第3条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次に掲げる原則に基づき

活動を行うものとする。

- (1) 議事機関として、市政の重要事項について意思決定を行うこと。
- (2) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し、運営すること。
- (3) 志賀町議会傍聴規則（平成17年志賀町議会規則第2号）に定める町民等の傍聴に関して、資料の提供を行い、町民の傍聴意欲を高めること。
- (4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項にかかる議案若しくは事項を議決又は決定したときは、町民に対して説明すること。
- (5) 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めること。

（委員会の活動原則）

第4条 志賀町議会委員会条例（平成17年志賀町条例第203号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 委員会の審査及び調査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行うこと。
- (2) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務を司ること。
- (3) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。
- (4) 特別委員会の設置は、設置目的及び調査事項を明確にするとともに、調査が終了したときは、速やかに委員長報告を行うこと。

（議長及び議員の活動原則）

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。
- (2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。
- (3) 議員は、市政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

（議員研修の充実強化）

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修を実

施するものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て、研修会及び研究会などを積極的に開催するものとする。

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、志賀町議会議員政治倫理条例（平成20年志賀町条例第27号）に基づき、議員は、二元代表民主制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別職の地方公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しないものとする。

### 第3章 議会と町民との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報を公開し、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会の日程並びに議事を事前に町民に周知するものとする。
- 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映するものとする。
- 4 議会は、議会報告会を毎年開催し、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提言を行うものとする。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町政にかかる論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するものとする。

- 2 議会は、町民参加型の広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つように議会広報活動を行うものとする。

### 第4章 議会と行政との関係

(議会、議員及び町長等執行機関の関係)

第10条 議会は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）とともに、それぞれの機関の特性を活かし、緊張関係を維持しながら行政を運営するものとする。

- 2 本会議における議員の町長等に対する質疑及び質問は、広く町政上の論点、争

点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

- 3 本会議において一問一答により質問等を受けた町長等は、議長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。
- 4 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しないものとする。ただし、政策的に議会が参画する必要があると判断するものについては、この限りではない。

(政策等形成過程)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策又は判断すべき事項（以下「政策等」という。）の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策等形成過程を論点として審議するものとする。

- (1) 政策等の発生源
  - (2) 検討した他の政策等の内容
  - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
  - (4) 総合計画における根拠又は位置付け
  - (5) 関係ある法令及び条例等
  - (6) 政策等の実施に関わる財源措置
  - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行うものとする。

(議決事件の拡大)

第12条 町民の直接選挙によって選ばれる町長と議会議員によって構成される議会が、ともに町政における重要な計画等の決定に公平に参画する観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、志賀町総合計画にかかる基本構想とする。

## 第5章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第13条 議員間で活発な討議を行う場合は、委員会又は全員協議会への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案、請願、陳

情及びその他の事件を審議し、結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

- 3 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行うものとする。

## 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(災害時の対応)

第14条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

- 2 前項に規定する災害が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

- 2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を有することから、あらかじめ町長と協議するものとする。

## 第7章 議員定数・報酬等

(議員定数)

第16条 議員定数は、志賀町議会議員の定数を定める条例（平成17年志賀町条例第37号）で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、人口、面積、財政力、町民意見などを総合的に判断して、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬等)

第17条 議員報酬及び期末手当は、志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年志賀町条例第42号）で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、議会が有する役割、責任、町民意見、志賀町特別職報酬等審議会の意見、本町の財政状況等を総合的に判断して、適正な議員報酬を決定するものとする。

## 第8章 他の条例との関係及び見直し手続き

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則、訓令又は告示を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第19条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(志賀町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)

2 志賀町議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年志賀町条例第30号）は廃止する。

## 志賀町議会災害時活動指針（案）

### 1 目的

この指針は、志賀町内で大規模災害（原子力災害を除く）が発生した場合に、被害の拡大防止と災害の復旧に寄与するため、志賀町議会がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動がとれるよう定めるものである。

### 2 定義

この指針でいう大規模災害とは、志賀町地域防災計画に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する基準に該当するものをいう。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生したとき
- (2) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (3) 相当規模の災害が発生又は発生が予測され、町長が必要と認めたとき

### 3 災害時における議会の対応

議会は、大規模災害が発生したとき、志賀町議会災害対策支援室（以下「支援室」という。）を設置し、町の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から支えるものとする。

### 4 支援室の体制

支援室は、原則として役場議会事務局に設置し、支援室長に議長をもって充てるものとする。なお、支援室長の代理順位については、副議長、議会運営委員長、総務産業建設常任委員長、教育民生常任委員長の順とする。

### 5 支援室長の活動指針

- (1) 災害発生時、速やかに登庁する。
- (2) 対策本部からの情報を議員へ知らせる。
- (3) 議員から情報を収集し、対策本部に報告する。
- (4) 必要に応じて議員に調査を依頼し、結果を対策本部に報告する。
- (5) 必要に応じて各議員に参集を指示する。

(6) 必要に応じて県や国などへ要望活動を行う。

## 6 災害時における議員の活動指針

- (1) 自身の安否を支援室に連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。
- (2) 自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として、被災者の安全確保、避難誘導など、地域での支援活動を行う。
- (3) 被災地や避難所の情報を収集し、支援室に報告する。
- (4) 被災者の不安解消に努める。
- (5) 参集の指示があった場合は、支援室へ参集する。

## 7 その他

- (1) 議長は年1回、議会の防災訓練を行う。
- (2) 実効性ある指針となるよう、継続的に見直しするものとする。
- (3) 議会会議中に災害が発生したときは、状況を確認のうえ対応を決める。
- (4) 本指針は平成 年 月 日から施行する。

## 【参考】

### ◎議員への情報伝達方法

- (1) メールにより伝達する。
- (2) 電話による伝達する。
- (3) ファックスにより伝達する。

### ◎議員の安否を確認する際の聞き取り項目

- (1) 現在の状況確認
- (2) 現在の居場所
- (3) 自宅の固定電話、ファックス、メールの使用可・使用不可
- (4) 携帯電話の使用可・使用不可
- (5) 自宅以外で書類等を受け取る場合のファックス番号、メールアドレス

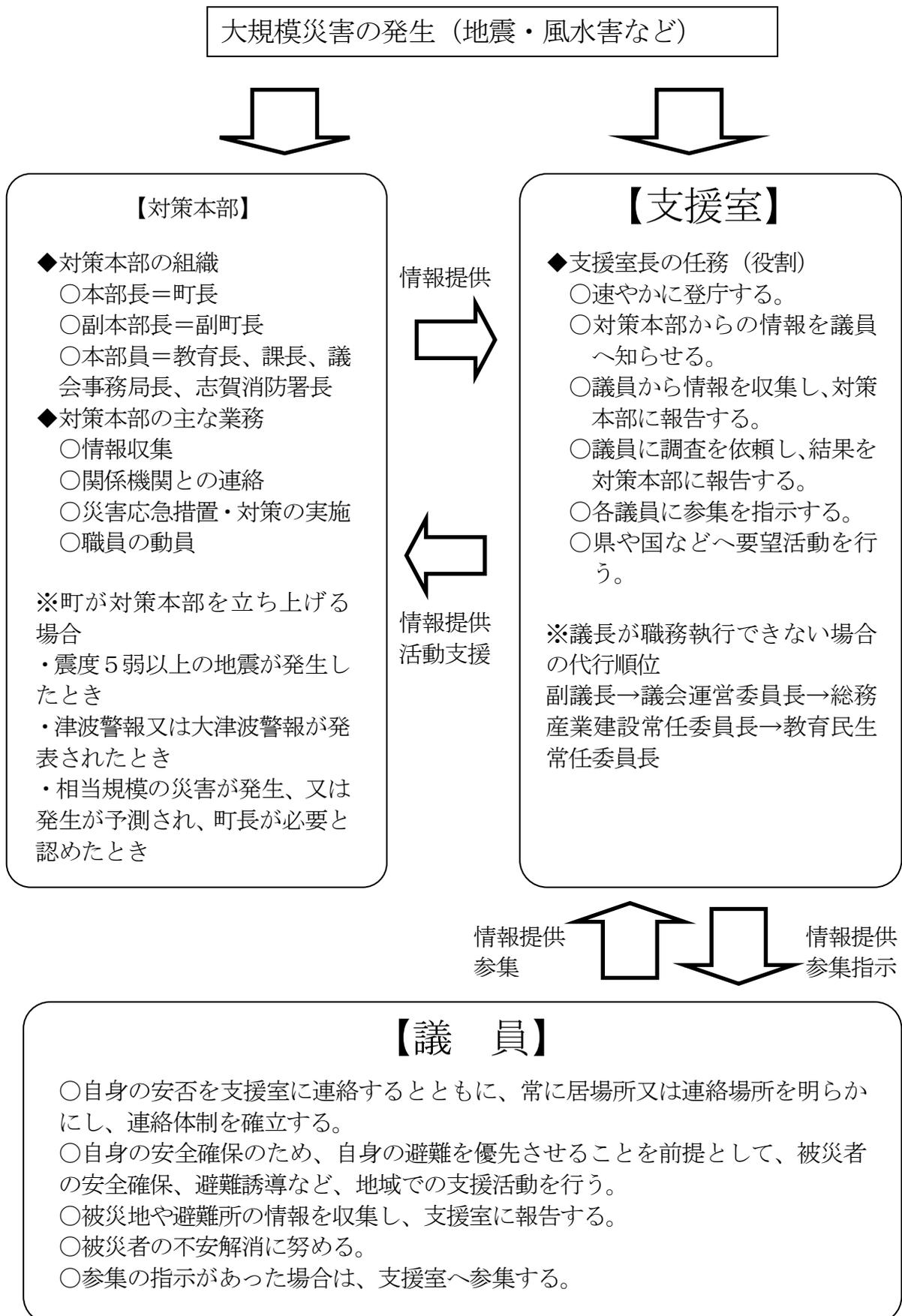
### ◎会議中における対応

- (1) 議長は、非常の事態により会議の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩、散会又は延会を宣言する。
- (2) 議場から避難が必要になった場合、議長は、議会事務局職員に傍聴者を始めとする議場内参集者の避難誘導を指示し、全員の速やかな避難を図る。

### ◎活動時又は平常時の留意事項

- (1) 服装・携帯品：防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具などをできる限り携帯する。また、必要に応じ水、食料などを携帯する。
- (2) 交通手段：道路事情により、自動車不能使用できないことも予想されることから、徒歩、自転車又はバイクなどを利用する。
- (3) 緊急措置：火災又は人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防署へ連絡を行い初期消火や人命救助に協力する。
- (4) 日頃の活動：地域での自主防災活動に積極的に参加する。

◎災害時の志賀町議会の対応（イメージ）



## ⑫議員定数・議員報酬

### 1 議員定数について

#### ①法令上の根拠

議員定数は、平成23年の地方自治法改正以前までは、人口に応じた上限定数が設けられていましたが、法改正で「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」と定義され、本町では、志賀町議会議員の定数を定める条例の規定により16人となっています。

#### ②議員定数の基準

議員定数の改正にあたっては、志賀町基本条例（案）で「(1)～(4)等を総合的に判断して、適正な定数を決定する。」となっています。

(1) 人口 (2) 面積 (3) 財政力 (4) 町民意見

### 2 議員報酬について

#### ①法令上の根拠

議員報酬は、具体的な額について法令上の基準はなく、地方自治法で「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定義されています。本町では、志賀町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定により、月額報酬額は、議長が284,000円、副議長が244,000円、議員が230,000円となっています。

#### ②議員報酬の基準

議員報酬の改正にあたっては、志賀町基本条例（案）で「(1)～(3)等を総合的に判断して、適正な議員報酬を決定する。」となっています。

(1) 議会が有する役割、責任 (2) 町民意見 (3) 志賀町特別職報酬等審議会の意見

#### ③議員報酬改定の流れ

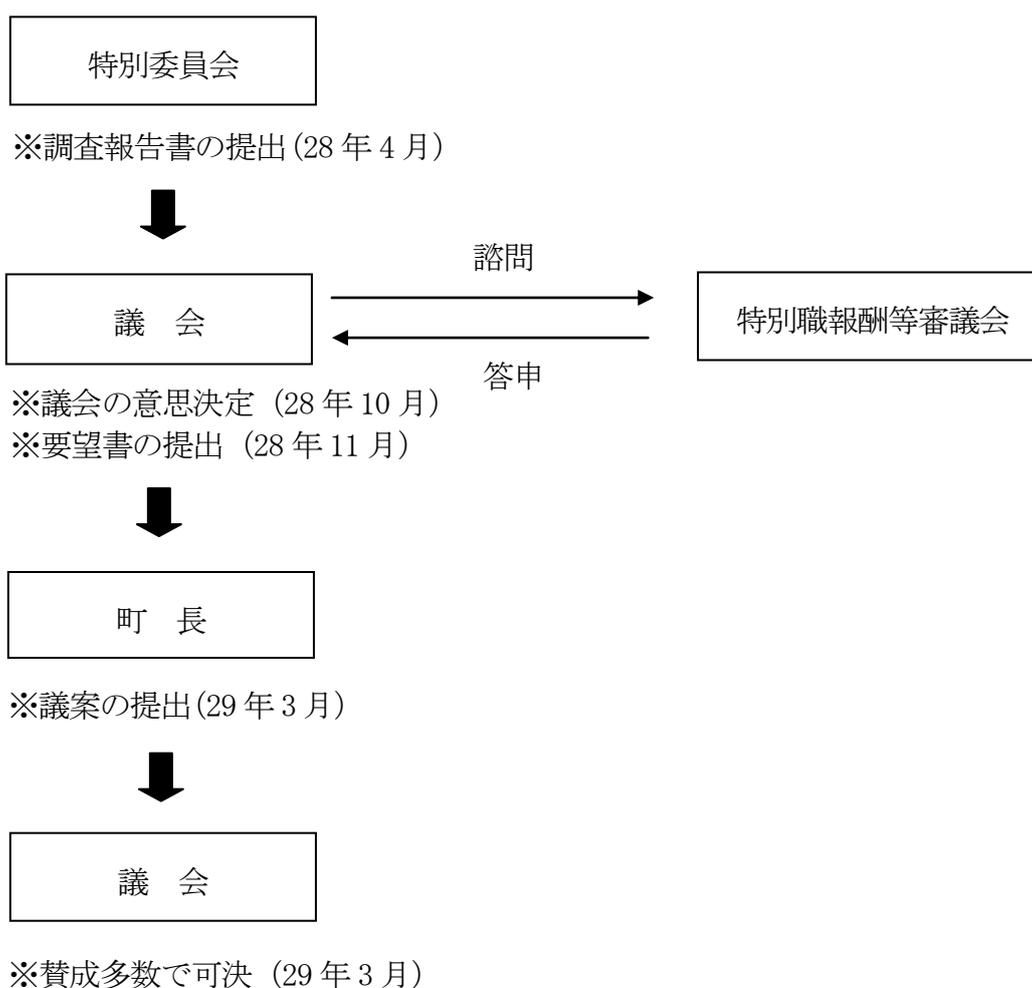
議員報酬の改定にあたっては、志賀町特別職報酬等審議会条例の規定で「町長は、議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」とされています。

### 【長野県飯綱町議会の例】

議会改革の先進地である飯綱町議会では、平成25年12月に議員定数・報酬等調査研究特別委員会を設置、本委員会で議員定数・報酬について議論を重ね、28年4月に調査報告書を議長に提出、同年10月に議会の意見として、“定数は15名の現状維持、報酬は増額”との結論に至りました。

そのあと、町民に対し、「議員定数・報酬問題に関する飯綱町議会から町民の皆さまへの訴え」を發表するとともに、町民との意見交換会を開始、同年11月に町長に要望書を提出し、検討を求めました。

町長は、特別職報酬等審議会に諮問のうえ新たな報酬額を決め、29年3月の第1回定例会に条例改正の議案を提出、議会は賛成多数で可決。同年10月の改選時から適用となっています。



### 3 議員定数・議員報酬の比較分析 (H29. 7. 1 全国町村議会議長会データ)

#### ①県内8町村及び全国927町村との比較 (人口順)

| 町村名        | 議員定数 (人)  | 議長報酬額 (円)      | 国順位        | 県順位      | 副議長報酬額 (円)     | 国順位        | 県順位      | 議員報酬額 (円)      | 国順位        | 県順位      |
|------------|-----------|----------------|------------|----------|----------------|------------|----------|----------------|------------|----------|
| 津幡町        | 16        | 410,000        | 13         | 2        | 347,000        | 10         | 2        | 328,000        | 9          | 2        |
| 内灘町        | 13        | 420,000        | 6          | 1        | 368,000        | 5          | 1        | 350,000        | 4          | 1        |
| <b>志賀町</b> | <b>16</b> | <b>284,000</b> | <b>510</b> | <b>7</b> | <b>244,000</b> | <b>380</b> | <b>8</b> | <b>230,000</b> | <b>295</b> | <b>7</b> |
| 中能登町       | 14        | 320,000        | 195        | 5        | 276,000        | 124        | 5        | 255,000        | 118        | 5        |
| 能登町        | 14        | 310,000        | 264        | 6        | 280,000        | 100        | 4        | 260,000        | 103        | 4        |
| 宝達志水町      | 12        | 337,000        | 117        | 3        | 285,000        | 87         | 3        | 275,000        | 69         | 3        |
| 穴水町        | 10        | 275,000        | 587        | 8        | 245,000        | 356        | 7        | 225,000        | 355        | 8        |
| 川北町        | 10        | 325,000        | 172        | 4        | 260,000        | 205        | 6        | 250,000        | 145        | 6        |
| 県の平均       | 12.7      | 342,429        |            |          | 294,429        |            |          | 277,571        |            |          |

#### ②人口ベースの比較

※人口区分について

A (261 町村) : 5 千人未満

B (243 町村) : 5 千人以上 1 万人未満

C (148 町村) : 1 万人以上 1 万 5 千人未満

D (118 町村) : 1 万 5 千人以上 2 万人未満

E (157 町村) : 2 万人以上

|                | 人口 (人)        | 議員定数 (人)    | 議長報酬額 (円)      | E 順位       | 副議長報酬額 (円)     | E 順位       | 議員報酬額 (円)      | E 順位       |
|----------------|---------------|-------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|
| <b>志賀町</b>     | <b>21,058</b> | <b>16</b>   | <b>284,000</b> | <b>154</b> | <b>244,000</b> | <b>141</b> | <b>230,000</b> | <b>126</b> |
| 全区分の平均         | 11,943        | 12.1        | 290,670        |            | 235,405        |            | 213,510        |            |
| A 区分の平均        | 2,784         | 9.0         | 252,214        |            | 200,356        |            | 178,270        |            |
| B 区分の平均        | 7,354         | 11.5        | 282,863        |            | 228,987        |            | 206,845        |            |
| C 区分の平均        | 12,474        | 13.2        | 298,854        |            | 241,212        |            | 220,146        |            |
| D 区分の平均        | 17,229        | 14.2        | 311,998        |            | 255,239        |            | 234,505        |            |
| <b>E 区分の平均</b> | <b>29,910</b> | <b>15.4</b> | <b>343,272</b> |            | <b>283,529</b> |            | <b>260,673</b> |            |

### ③面積ベースの比較

※面積区分について

- A (477 町村) : 100 k m<sup>2</sup>未満
- B (186 町村) : 100 k m<sup>2</sup>以上 200 k m<sup>2</sup>未満
- C (114 町村) : 200 k m<sup>2</sup>以上 300 k m<sup>2</sup>未満**
- D ( 57 町村) : 300 k m<sup>2</sup>以上 400 k m<sup>2</sup>未満
- E ( 93 町村) : 400 k m<sup>2</sup>以上

|               | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 議員<br>定数<br>(人) | 議長<br>報酬額<br>(円) | C<br>順位   | 副議長<br>報酬額<br>(円) | C<br>順位   | 議員<br>報酬額<br>(円) | C<br>順位   |
|---------------|---------------------------|-----------------|------------------|-----------|-------------------|-----------|------------------|-----------|
| <b>志賀町</b>    | <b>246.76</b>             | <b>16</b>       | <b>284,000</b>   | <b>54</b> | <b>244,000</b>    | <b>40</b> | <b>230,000</b>   | <b>27</b> |
| 全区分の平均        | 168.14                    | 12.1            | 290,670          |           | 235,405           |           | 213,510          |           |
| A区分の平均        | 44.03                     | 12.1            | 300,290          |           | 244,610           |           | 224,097          |           |
| B区分の平均        | 145.41                    | 11.8            | 281,222          |           | 225,797           |           | 204,570          |           |
| <b>C区分の平均</b> | <b>244.61</b>             | <b>12.0</b>     | <b>281,090</b>   |           | <b>227,452</b>    |           | <b>206,328</b>   |           |
| D区分の平均        | 344.31                    | 12.2            | 282,153          |           | 226,818           |           | 203,828          |           |
| E区分の平均        | 649.30                    | 12.5            | 277,080          |           | 222,334           |           | 191,749          |           |

### ④財政力ベース（一般会計予算額）の比較

※財政力区分について

- A (370 町村) : 50 億円未満
- B (400 町村) : 50 億円以上 100 億円未満
- C (130 町村) : 100 億円以上 150 億円未満**
- D ( 19 町村) : 150 億円以上 200 億円未満
- E ( 8 町村) : 200 億円以上

|               | 一会<br>予算額<br>(千円) | 議員<br>定数<br>(人) | 議長<br>報酬額<br>(円) | C<br>順位    | 副議長<br>報酬額<br>(円) | C<br>順位    | 議員<br>報酬額<br>(円) | C<br>順位   |
|---------------|-------------------|-----------------|------------------|------------|-------------------|------------|------------------|-----------|
| <b>志賀町</b>    | <b>12,180,000</b> | <b>16</b>       | <b>284,000</b>   | <b>118</b> | <b>244,000</b>    | <b>100</b> | <b>230,000</b>   | <b>88</b> |
| 全区分の平均        | 6,820,109         | 12.1            | 290,670          |            | 235,405           |            | 213,510          |           |
| A区分の平均        | 3,485,411         | 9.8             | 263,524          |            | 210,453           |            | 189,643          |           |
| B区分の平均        | 7,192,449         | 12.9            | 301,778          |            | 245,373           |            | 222,643          |           |
| <b>C区分の平均</b> | <b>11,922,460</b> | <b>15.3</b>     | <b>327,798</b>   |            | <b>269,395</b>    |            | <b>246,751</b>   |           |
| D区分の平均        | 17,028,306        | 17.1            | 330,421          |            | 275,574           |            | 253,316          |           |
| E区分の平均        | 35,243,041        | 14.1            | 297,638          |            | 247,500           |            | 230,138          |           |

⑤原発立地17町村との比較（人口順）

※人口区分について

- A：5千人未満
- B：5千人以上1万人未満
- C：1万人以上1万5千人未満
- D：1万5千人以上2万人未満
- E：2万人以上

※財政力区分について

- A：50億円未満
- B：50億円以上100億円未満
- C：100億円以上150億円未満**
- D：150億円以上200億円未満
- E：200億円以上

※面積区分について

- A：100k㎡未満
- B：100k㎡以上200k㎡未満
- C：200k㎡以上300k㎡未満**
- D：300k㎡以上400k㎡未満
- E：400k㎡以上

| 人口区分     | 面積区分     | 財政力区分    | 町村名           | 議員定数(人)   | 議長報酬額(円)       | 順位        | 副議長報酬額(円)      | 順位        | 議員報酬額(円)       | 順位        |
|----------|----------|----------|---------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|
| A        | A        | A        | 北海道泊村         | 9         | 263,000        | 16        | 209,000        | 17        | 170,000        | 17        |
| A        | A        | B        | 新潟県刈羽村        | 12        | 285,000        | 12        | 224,000        | 15        | 205,000        | 15        |
| B        | A        | A        | 青森県大間町        | 10        | 261,000        | 17        | 210,000        | 16        | 200,000        | 16        |
| B        | A        | B        | 佐賀県玄海町        | 12        | 364,000        | 2         | 285,000        | 3         | 263,000        | 3         |
| B        | A        | C        | 福島県双葉町        | 8         | 289,000        | 11        | 248,000        | 8         | 232,000        | 11        |
| B        | C        | B        | 青森県東通村        | 14        | 270,000        | 15        | 240,000        | 13        | 230,000        | 12        |
| B        | A        | E        | 宮城県女川町        | 12        | 339,000        | 3         | 289,000        | 2         | 274,000        | 2         |
| B        | B        | C        | 福島県楡葉町        | 12        | 296,000        | 8         | 254,000        | 6         | 238,000        | 5         |
| B        | C        | C        | 福井県おおい町       | 14        | 300,000        | 5         | 245,000        | 9         | 235,000        | 7         |
| B        | A        | B        | 愛媛県伊方町        | 16        | 272,000        | 14        | 225,000        | 14        | 208,000        | 14        |
| B        | B        | B        | 福井県美浜町        | 14        | 300,000        | 5         | 245,000        | 9         | 235,000        | 7         |
| C        | C        | D        | 青森県六ヶ所村       | 18        | 291,000        | 9         | 259,000        | 4         | 252,000        | 4         |
| C        | A        | D        | 福島県大熊町        | 12        | 291,000        | 9         | 249,000        | 7         | 234,000        | 10        |
| C        | A        | B        | 福井県高浜町        | 14        | 300,000        | 5         | 245,000        | 9         | 235,000        | 7         |
| C        | A        | D        | 福島県富岡町        | 14        | 308,000        | 4         | 259,000        | 4         | 238,000        | 5         |
| <b>E</b> | <b>C</b> | <b>C</b> | <b>石川県志賀町</b> | <b>16</b> | <b>284,000</b> | <b>13</b> | <b>244,000</b> | <b>12</b> | <b>230,000</b> | <b>12</b> |
| E        | A        | D        | 茨城県東海村        | 20        | 430,000        | 1         | 388,000        | 1         | 367,000        | 1         |
| 平均       |          |          |               | 13.2      | 303,688        |           | 254,625        |           | 238,500        |           |

⑥全国同規模団体12町村との比較（人口順）

※人口区分について

E：2万人以上2万2千人未満

※面積区分について

B：100k㎡以上200k㎡未満

C：200k㎡以上300k㎡未満

D：300k㎡以上400k㎡未満

※財政力区分（一般会計予算額）について

B：50億円以上100億円未満

C：100億円以上150億円未満

| 人口区分     | 面積区分     | 財政力区分    | 町村名           | 議員定数(人)   | 議長報酬額(円)       | 順位        | 副議長報酬額(円)      | 順位       | 議員報酬額(円)       | 順位       |
|----------|----------|----------|---------------|-----------|----------------|-----------|----------------|----------|----------------|----------|
| E        | B        | C        | 秋田県美郷町        | 18        | 288,000        | 11        | 264,000        | 5        | 255,000        | 4        |
| E        | B        | C        | 福島県西郷村        | 16        | 330,000        | 4         | 264,000        | 5        | 240,000        | 6        |
| E        | B        | B        | 茨城県城里町        | 16        | 335,000        | 3         | 293,000        | 3        | 268,000        | 2        |
| E        | B        | C        | 長野県軽井沢町       | 16        | 365,000        | 1         | 296,000        | 2        | 261,000        | 3        |
| E        | B        | C        | 福岡県みやこ町       | 16        | 328,000        | 6         | 273,000        | 4        | 246,000        | 5        |
| E        | C        | C        | 福島県会津美里町      | 18        | 299,000        | 9         | 242,000        | 10       | 221,000        | 10       |
| <b>E</b> | <b>C</b> | <b>C</b> | <b>石川県志賀町</b> | <b>16</b> | <b>284,000</b> | <b>12</b> | <b>244,000</b> | <b>9</b> | <b>230,000</b> | <b>8</b> |
| E        | C        | B        | 富山県上市町        | 12        | 360,000        | 2         | 310,000        | 1        | 290,000        | 1        |
| E        | D        | C        | 鹿児島県さつま町      | 16        | 316,000        | 7         | 260,000        | 7        | 236,400        | 7        |
| E        | D        | C        | 兵庫県多可町        | 14        | 330,000        | 4         | 240,000        | 11       | 215,000        | 11       |
| E        | C        | C        | 山形県庄内町        | 16        | 292,000        | 10        | 239,000        | 12       | 215,000        | 11       |
| E        | C        | C        | 和歌山県白浜町       | 14        | 300,000        | 8         | 250,000        | 8        | 230,000        | 8        |
| 平均       |          |          |               | 15.7      | 318,917        |           | 264,583        |          | 242,283        |          |